

平成 22 年第 1 回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成 22 年 3 月 11 日（木曜日）

議 事 日 程（第 3 号）

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 10 号 四万十町町産材利用促進条例の制定について
- 第 3 議案第 11 号 四万十町江師農林水産物集出荷加工場施設条例の制定について
- 第 4 議案第 12 号 四万十町興津水産物加工施設条例の制定について
- 第 5 議案第 13 号 四万十町退職手当審査会設置条例の制定について
- 第 6 議案第 14 号 四万十町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 31 号 四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 32 号 四万十町防災行政無線施設条例の廃止について
- 第 9 議案第 15 号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 16 号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 18 号 平成 22 年度四万十町一般会計予算
- 第 12 議案第 19 号 平成 22 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 13 議案第 20 号 平成 22 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第 14 議案第 21 号 平成 22 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第 15 議案第 22 号 平成 22 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第 16 議案第 23 号 平成 22 年度四万十町老人保健医療事業特別会計予算
- 第 17 議案第 24 号 平成 22 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 18 議案第 25 号 平成 22 年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第 19 議案第 26 号 平成 22 年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第 20 議案第 27 号 平成 22 年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 21 議案第 28 号 平成 22 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 22 議案第 29 号 平成 22 年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第 23 議案第 30 号 平成 22 年度四万十町水道事業会計予算

- 第24 陳情第21－33号 屋内個別端末機設置に関する要望書
- 第25 陳情第21－35号 十和地域におけるケーブルシステム整備についての要望書
- 第26 陳情第22－ 3号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の
拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書
- 第27 陳情第22－ 1号 林道改良工事の陳情書
- 第28 発議第1号 安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充・国
土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書案
- 第29 発議第2号 中山間地域の一次産業の衰退と獣害対策を求める意見書案
- 第30 発議第3号 議員派遣の件について
- 第31 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（23名）

1番	吉村アツ子君	2番	岡峯久雄君
3番	弘瀬則彦君	5番	山岡義正君
6番	緒方正綱君	7番	橋本保君
8番	山上利嗣君	9番	岩井優之介君
10番	田邊哲夫君	11番	松下和孝君
12番	林健三君	13番	酒井祥成君
14番	下元昇君	15番	竹内常喜君
16番	田邊幹男君	18番	堀本伸一君
19番	梶原政利君	20番	田邊客子君
21番	牧野利恵子君	23番	宮地章一君
24番	氏原郭君	25番	宮崎南海男君
26番	池本公夫君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町 長	前 田 哲 生 君	参事兼危機管理監	浜 田 好 清 君
新産業政策監	森 芳 明 君	会 計 管 理 者	林 伸 良 君
総 務 課 長	永 井 立 一 君	企 画 課 長	武 内 文 治 君
商工観光課長	市 川 敏 英 君	農林水産課長	武 市 逸 夫 君
管財契約課長	佐 竹 節 文 君	町 民 課 長	柴 久 幸 君
環 境 課 長	山 脇 一 生 君	健康福祉課長	岡 澄 子 君
税 務 課 長	山 本 靖 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教育委員長	宮 崎 勲 君	教 育 長	水 間 淳 一 君
教 育 次 長	渡 部 睦 君	学校教育課長	野 村 和 弘 君
生涯学習課長	山 本 弘 光 君	農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君
代表監査委員	奥 宮 敏 男 君	総務課副課長	樋 口 寛 君
総務課副課長	山 本 康 雄 君	建設課副課長	宮 本 彰 一 君
建設課副課長	吉 岡 孝 祐 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	清 水 正 一 君	町民生活課長	武 内 洋 介 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久 須 男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

議会事務局長	今 村 茂 君	次 長	田 辺 卓 君
書 記	津 野 寛 子 君		

午前9時29分 開議

○議長（山岡義正君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、平成22年第1回四万十町議会定例会第7日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の会議に10番田邊哲夫君から遅刻届があっております。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、発言通告書受け付け順に従い発言を許可することにします。

14番下元昇君の一般質問を許可します。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） それでは、発言の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

今日の私の一般質問は、昨年の12月議会でも取り上げましたあぐり窪川の拠点ビジネス事業のその後の取り組みと大きく関連がございます、本年度3月に完成をいたしました江師の農水産物集出荷加工場の運営と取り組み、この2点について質問をさせていただきます。

この2つの事業とも四万十町内の農家の方々の所得の向上、あるいは雇用の場の創設といった、四万十町としてもまず第一に取り組まなければならない大変重要な事業でありますので、絶対にこの2つの事業を成功させなければならないという思いから質問をさせていただきます。

それでは、まず1点目、あぐり窪川拠点ビジネスの22年度以降の取り組みということにつきまして、まず第1点目、質問事項が、松山でのテスト販売を運営協議会全体としてどのように総括をしたのかという質問でございますけれども、昨年11月に松山市で4日間、アンテナショップの開設に向け、農産物や加工品のテスト販売を行いました、その中で一部のお米でありますとか、野菜の評判が非常に悪かったということもありまして、このテスト販売に参加した方々から、松山での実態をもっと多くの町民の方々に知ってもらうべきではないかということで私のほうにも提案がございまして、昨年の12月の一般質問で質問をしたところでございますけれども、その後、この拠点ビジネス事業運営協議

会といたしまして、松山でのテスト販売をどのように総括をしたのか、まずこの点をお伺いいたしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えいたします。

ご質問の松山市でのテスト販売の件の総括でございますが、昨年の１２月２１日に四万十町拠点ビジネス運営協議会の生産流通部会及び松山へ行きました参加者で反省会の総括を行いました。参加者全員から意見を出していただき、今後の取り組みにつながるよう協議を行ったところでございます。

出されました意見といたしましては、出店した場所が大街道の商店街でしたので、駐車場もなく、観光客や若者が多く、産直の商品を販売する場所には適さないというご意見や、商品につきましても四万十町の特徴のある商品が少なかったなど、厳しい意見もございました。その中でも、継続して実施すれば仁井田米、四万十ポーク、原木シイタケ、ウナギ、アユといった商品は伸びる可能性がある。また、実演販売を行いましたシイラコロッケ、シイタケコロッケ、サトイモコロッケなども好評だったという意見や、野菜に関しましては鮮度を重視し、それぞれの地域の販売スタイルで販売すればリピーターにつながる可能性もあるとまとめをいただいております。

同時に観光協会が実施いたしましたアンケート調査の結果によりますと、四万十川の好イメージが予想以上だった。今後はこのイメージと「思っているより遠くない」をPRすることで観光客の誘致及びリピーターの増加につながる可能性をつかみました。観光PRだけで実施するより、今回のテスト販売のような、地域のものと生産者の方が一緒に出かけることで、さらに効果的と感じます。四万十町、四万十川のいいもの、本物、取っておき、志を持って行ってこそ感じたとまとめていただいております。

それと、もう一点、最後のまとめになりますが、今後の取り組みにつきましては、生産流通部会といたしましては、今回１回だけの試験販売では判断することができない。再度、１カ月から３カ月程度の試験販売に取り組んでから結論を出したいという取りまとめとなっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） １４番下元昇君。

○１４番（下元 昇君） １２月２１日に参加者全員で反省会を開いていろんなご意見が出たということでわかりました。

それでは、次の2問目ですけれども、高知市で行ったテスト販売の取り組みは松山での反省点を生かしたかという質問でございますけれども、つい先日の3月6日土曜日と7日日曜日、高知市内でテスト販売を行ったと聞いておりますけれども、先日の初日、田邊、10番議員のほうからもこの件については話がございまして、なかなか好評だったというようなこともお伺いしておりますけれども、行政側としまして、いま一度確認の意味でお伺いしますけれども、お客さまの反応でありますとか、それから売り上げ等についても、これは地元の高知市でのテスト販売ですから、やはり失敗は許されないということで、松山での反省点をどう生かすことができたのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えいたします。

今回の試験販売の場所は、前回の販売の反省会総括で出されました意見を踏まえまして、高知市のマルニ駅前店であぐりショップ四万十さんがアンテナショップとして販売しております場所で実施いたしました。

参加いただいたグループは、窪川あいあい市、道の駅あぐり窪川、あぐりショップ四万十、「四万十とおわ」おかみさん市、興津漁協四万十マヒマヒ丸企業組合、商工会婦人部、高知はた農協、四万十農協で、先ほど言われましたように、3月6日、7日と実施いたしまして、販売商品につきましては、各グループが責任を持って対応し販売するという取り決めで行いました。

十分の小口活動とは言いませんが、近隣へ配布いたしましたチラシの効果もありまして、あいにくの小雨まじりの天気にもかかわらず、昨日、10番議員さんが言いましたように、今までの方とは違うお客さまが来ていただきました。若者から年配まで、家族連れが途切れなく来ていただき、イベント販売だけで約51万8,000円、それからあぐりショップ四万十の店内の商品も相乗り効果で通常の4割増しの15万4,500円程度販売できたと聞いております。

まだ試験販売から取りまとめはできておりませんが、今回のテスト販売を踏まえまして、協議会で方向性などを協議・検討していきたいと思っております。今回の販売で人気のありました豚まん、窪川ポーク、仁井田米などにつきましては販売していく方向で調整しておるということです。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 昨日の10番議員と同じような、非常に結果的に良かったという答弁をいただきましたけども、次に3問目では、拠点ビジネスの22年度に当初はアンテナショップを高知市内と松山に2カ所整備するという計画がありましたけれども、昨日10番議員が来年度以降どう進むのかといったことで質問をし、課長のほうから答弁をいただきまして、22年度以降については理解できました。

1点だけ確認の意味でお伺いしますけれども、先ほどの1問目の松山でのことの答弁の中で、1回だけでなく、二、三カ月少し長期でもう一回取り組みもやってみたいという答弁をいただきましたけれども、高知市のほうは先ほども言ったように、非常に結果的に良かったということですけども、このアンテナショップは、現状で課長の考えで結構ですけども、松山のほうと高知市内両方に可能かどうか、あるいは現状を踏まえて、もう高知市に、1カ所に絞ったほうがいいのか、そこのあたり課長の考えがございましたら答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） 先ほど申し上げましたように、短期間の1回だけというのでは結果が見えないのではないかと。それと、短期間でありましたけれども、売り筋がわかってきたということで、前回はその売るということもありましたけれども、観光のPRということも兼ねて行った結果でございます。

それで、最終的には協議会へ諮ってまいりますけれども、前回12月21日の反省会では1回だけではどうもいかんという意見が先ほど申し上げましたように出された次第です。

それで、その後、松山市役所のほうからお電話いただきまして、「どうやった」ということで、「こうこうして目標の21万には届かなかったけれども、平均19万ちょっとの売り上げがあった」ということで、お話を係のほうに申し上げましたところ、大変びっくりしよったということで、ひょっとご存じかもしれませんが、すぐ近くに近隣の町村が出しゅう産直市がございます。それをはるかに上回ったということでびっくりしておりますけれども、野菜につきましては前回も申し上げましたように、5時を過ぎると全店が半額にするということでどうも弱いのではないかと考えております。そういった意見も踏まえまして、協議会として進む方向を決めていきたいと考えております。

また、3月15日、来週になりますが、今年度最終の全体協議会がございますので、そ

こでもお話を申し上げるということです。

以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 松山のアンテナショップについては、今後とも協議会の皆さんと十二分に話し合いをして、なおかつもう一度テスト販売するのであれば、その経過を踏まえて結論を出していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

江師の農林水産物集出荷加工場の運営方法と取り組みについてということでございますけれども、まず第1問目でございますけれども、22年度当初予算に計上した金額と事業内容を示せというふうに通告しております。

本3月議会に江師に完成いたしました加工施設の指定管理の条例が提案をされておりますけれども、本来ですとこの江師の加工場は指定管理を行い、運営管理されるべきところでありましたけれども、議案の説明書にもありますように、22年度、23年度の2カ年が県のふるさと雇用再生特別基金事業で社員を雇い運営するために、これは指定管理ではなく、直営で、委託事業で行うという風に説明書にもあります。

このふるさと雇用再生特別基金の事業費が、予算書の中には総額1億3,700万余りが労務費の中に計上されておりますけれども、江師の加工場にどのくらいの金額と、それから雇用も見込まれているのか。このふるさと雇用再生特別基金は人件費がほとんどだと思っておりますけれども、その金額と、それからどのくらいの雇用が見込まれるのか、この点について、まずお伺いをします。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、私のほうからご回答を申し上げたいというふうに思います。

議員がご質問されております点は、商工観光課所管のふるさと雇用再生特別基金事業にかかわる予算であろうかと思いますが、その中に計上している江師農林水産物集出荷加工場の事業についてのご質問でございますので、私から事業内容と事業費につきましてご回答申し上げます。

集出荷加工場を活用した事業につきましてのご質問でございますから、施設の概要や目的につきましては、7月臨時議会並びに12月定例会におきまして一定のご説明を申し上げますので、省略はさせていただきたいと思います。

事業内容を簡潔に申し上げますと、集出荷加工場を利用いたしまして、四万十町の地産地消・外商を基本にいたしました農林水産物等の集出荷加工及び流通販売事業を計画しております。２２年度当初予算に計上しております事業計画では、事業費が１，０５３万８，０００円で、事業費の内訳につきましては新規雇用３名の人件費７９３万８，０００円、その他の経費といたしまして、集出荷用の車両のリース代とか、光熱水費、販売促進費など２６０万円となっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） １４番下元昇君。

○１４番（下元 昇君） これは、２２年度分で、今、１，０５３万８，０００円ということをお断りいただきましたけれども、今回のこの江師の集出荷加工場をこれまで、昨年はこの事業を導入するに当たって、四万十Ｐｏｔがほかの事業で雇用をしていたんじゃないかと思うんですけれども、その分についてはわかりますか。金額ですよ。それが継続で２２年度のほうに行えるという金額が、それと、雇っている、雇用した人数、これがわかっていればあわせてお断り願えますか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは、ご回答を申し上げます。

四万十Ｐｏｔのほうに、ふるさと雇用再生特別基金事業で計画しております、２１年度でございますが、２１年度の事業費が８９１万２，２００円でございます。雇用としましては、３名を雇用するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） １４番下元昇君。

○１４番（下元 昇君） 今、８９１万何がしの四万十Ｐｏｔさんが３名雇用は、これは、２２年度は継続でこの事業はありますか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えします。

この事業は３年間の計画でございまして、２１年度から２３年度の計画でございまして。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） １４番下元昇君。

○１４番（下元 昇君） わかりました。

そしたら、今年度も昨年と同じような、３名雇って約９００万の補助を受けるというこ

とですね。はい、わかりました。

それでは、次にお伺いしますけれども、この事業実施時期なんですけれども、これはもう県のほうのヒアリングは受けて一応この雇用基金で当初予算に計上しておりますけれども、これから国からの最終的な許可認定を受けての事業になるかと思うんですけれども、いつごろから実際にはこの施設が稼動するのか、いつごろになるのかご答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えします。

この施設、ふるさと雇用再生特別基金事業で江師の加工場にかかわる部分については6月からということになるかと思いますが、全体的なところにつきましては商工観光課所管ですので、もし抜かりがあれば課長のほうからもお答えできたらと思いますけど。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 6月ぐらいから実際に稼動が始まるということで結構です。

そこで関連しますのでお伺いしますけれども、このふるさと雇用再生特別基金事業で雇用する場合は、須崎の当然ハローワークを通じて雇用しなければならないことになっておりますけれども、仮にこの3名の方々、6月からの事業開始とするとすれば、ハローワークのほうには、通常、これあれです、商工観光課長でも結構ですけれども、いつごろに募集をかけるのか。やはり国のいわゆる認可をいただいてからになると思うんですけれども、雇用の場に3名、正社員ですわね、雇うわけですから、いつごろに募集をかけるのか。それとも、この事業は直営の委託事業ですので、多分私は、思いでは、この受け皿になる運営協議会のほうからの雇用のハローワークへの申請になるかと思うんですけれども、そこあたりはどうですか。

○議長（山岡義正君） 市川商工観光課長。

○商工観光課長（市川敏英君） お答えをいたします。

現在、県の審査を受けまして、国のほうの申請をしております。したがって、今月末をもって大体のことがわかってくると思われまますので、4月に入りましてハローワーク等にお問い合わせということが可能になってこうかと思います。したがって、早くても5月の中以降の雇用ということになりますので、今回協議会については6月1日からというふうな形になるかと思えます。昨年度からの継続につきましては、決定されますと引き続きとすることができますので、その件につきましては4月1日からということになるかと思

います。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） こんな雇用情勢ですので、たくさんの方々がハローワークのほうには多分雇っていただける場所を探していると思うんですよ。だから、やっぱり有能な方に、本当に仕事の欲しい方に、やっぱり雇用をしていただきたいんですけども、こういった場合、この協議会の方が面接を行うわけですか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 当然雇用者側である協議会のほうが面接というふうになってこようかと考えております。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） わかりました。

それでは、次の質問に移ります。

次は管理運営を四万十町地産地消外商協議会に直営で行う予定だが、協議会の現状を詳しく示せというふうに質問をいたしております。

この組織ですけれども、私の手元にこれは2月の総会ですか、そのときの資料がちょっと手元にあるんですけれども、なお課長のほうから現在この地産地消外商協議会の会員さんがどういった方々が入られているのか、団体名、それと団体の代表者名、そしてあるいは個人の方がいれば、個人の方もあわせてお示しいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） ご回答したいと思います。

この協議会は平成20年度に四万十P o t が独自に事業を導入いたしました農政局の直轄事業、地産地消モデルタウン事業の中で江師の園芸作物実験場を活用するため組織いたしました四万十町地産地消推進協議会を引き継ぐ組織でございます。

余談ではございますが、施設の建設は地産地消モデルタウン事業により、地産地消を基本といたしました新規作物の栽培実証、また集出荷システムの実証、量販店等の販売実証などの成果を検証した結果を受けて、国の補助事業により取り組んだ事業でございます。完成後の事業運営自体につきましては、県に提出いたしました当初計画では四万十P o t になっておりましたが、県、庁内関係部署、関係組織等の協議の中でモデルタウン事業の経過等を踏まえれば、協議会が主体となることがベストであるという結論に至りました。

た。また、地産外商事業への取り組みも進めているということでもございまして、会則を変更いたしまして、組織の名称を四万十町地産地消外商協議会としたところでございます。

平成22年2月現在での組織団体は大正町の森林組合、あぐりショップ四万十、農事組合法人四万十P o t、興津漁協四万十マヒマヒ丸企業組合、四万十大正原木シイタケ生産者協議会でございます。会長のほうは森林組合、副会長が四万十P o t、事務局を四万十P o tが担うということになっています。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） そしたら、私のこの手元にある協議会の中に高知県ふるさと回帰支援センターが以前は入っていたように思うんですけども、現在は、この高知県ふるさと回帰支援センターは入っていないということですか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 議員さんのおっしゃるとおり、今回の組織では入っておりません。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） それでは、少しだけ、今、課長のほうからグループ、団体の名簿を答弁いただきました。四万十町森林組合は、前の資料によりますと伊与木豊さん、あぐりショップ四万十が田邊哲夫議員、農事組合法人四万十P o tは小野川章一さんでよろしいんですか。後ほど、答弁願います。

それから、興津漁協のマヒマヒは徳弘さん、それから四万十町は原木シイタケ生産者協議会、これがちょっとわからないんですけど、これは恐らく森林組合と住所、電話番号が全く一緒なんで、これも伊与木豊さんということでもいいと思うんですけども。それでは、今言いました農事組合法人四万十P o tの代表者はどなたになっておりますか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 農事組合法人四万十P o tの代表が松本さんでございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） わかりました。

以前質疑で課長にお伺いしたと思うんですけども、この伊与木豊さんも四万十P o t

の理事さんに入られていると、私、記憶しておりますけれども、間違いございませんですかね。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） ちょっと四万十 P o t の、一般の組織ですので、ここに名簿をちょうど持ってきておりませんので、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 14 番下元昇君。

○14 番（下元 昇君） また後ほど、わかればお知らせください。

次に、3 番目に、協議会の会員を西部地区から募り、組織の拡大を図る計画だが、どのような方法で会員を募集するのかというふうに質問を出しております。

この事業を、大きな事業ですので成功をさせるには、私はこの業務委託いたします協議会にやはり多くの会員を募り、組織を充実させることが必要不可欠と私は思いますけれども、こういった、今現在では団体が 5 つしか組織されてないと。その中で、先ほどのこの団体を見ますと、ほとんどの方々が、興津の徳弘さん以外はすべて四万十 P o t の関係者ということで、また質問をするんですけれども、こういった特定の団体以外にも、やはりこの協議会の会則の中、会則といいますか、この中にはっきり「多くの会員を募って組織を拡充する」というふうにありますんで、今後、この町の広報でありますとか、募集方法はケーブルテレビもありますし、いろんな方法があると思うんですけれども、そういった会員の募集をどういった方法ですのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えしたいと思います。

協議会では組織の改正や加工場の運営等につきまして、農協支所とか、十和のおかみさん市などを対象に幾度か説明会を行うとともに、区長会や、去る 3 月 2 日、3 日の両日に農協が主催で開催しました大正地域農業振興座談会など、機会あるごとに説明等を行い、農家等に会員として参加していただくようお話を進めているところでございます。しかし、協議会は組織としてのリスク、負担が出てくることも予想されますので、検討しました結果、会員は農林水産業に関係する団体、もしくは個人的に希望する農家等を考えております。

そして、協議会の業務の中で契約農家等の拡大を図っていくということで、契約をしてまあつくっていただくという形の参加を考えております。

契約農家の拡大を図る取り組みといたしましては、拠点である大正地域等の説明会を今

月の25日に開催すべく、全戸にご案内の通知を差し上げております。説明を通じまして、会員及び契約農家としての参加を呼びかける予定でありまして、十和地域につきましても十和総合支所との連携をして、適切な情報提供により、ご理解をいただきながら参加募集をしたいと考えております。

また、台地部の窪川地域にも大正・十和地域等同様の課題を持ちました小規模農家がいっぱいいらっしゃると思いますので、ケーブルテレビなども活用しながら募集する方法も考えております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 先ほど課長が答弁いただきましたように、現在は5つの団体ということですが、今、答弁の中でいろんな方法で募集をかけたいということで、前向きに取り組んでいただきたいと思うんですが、課長としては少なくともこれぐらいは欲しいねといった、例えば先ほど言った大正地域の営農振興座談会でもそういったお話をされたということですが、あと、私どもが普通考えると、こういった協議会には、やはりJAでありますとか、例えばこの町内にはJA四万十、あるいはJAはたもありますので、そういった団体のほうの中から、いろんな生産部会ありますので、そういったところに積極的に話をかけて、そういった公的な組織ももっと協議会に入るべきではないかと私は思いますけれども、課長としては、今現在は5つの団体ですが、どのくらいの、あと部会も含めて組織に入っていただきたいと考えておりますか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 先ほど1回目の答弁のときに申しあげましたように、JAさん等ともお話を進めております。いろいろJAさんも系統出荷いたしておりますので、その中で今、私どもが進めております流通システムの中で一緒にやっていける部分、またここは是正しなければいけない部分、いろいろ課題は出てこようかと思っております。当面は今の団体で行きますが、調整をしてJAさんにも加わっていただくという一定の方向性等は協議をしているところでございまして、JA四万十、JA高知はたともお話をしながら、ぜひ一緒にやっていただきたいというふうに考えおります。最低でもそのJAの2つの組織は入っていただきたいというふうに思います。

それと、会員につきましても、四万十Portに現在入っております会員は今24名でしたか、それ以降も最近になりまして、かなり契約農家いますか、そのPortの施設を利

用した会員いますか、農家さんも増えておりますので、一緒にここを1つの集出荷、それから、また加工施設の基地としてやっていただきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） もっともっと多くの団体に声をかけて入っていただくと、特にJA関係にも入っていただきたいという答弁をいただきました。

ここで、町長のほうから直接ご答弁をいただきたいんですけれども、実は今日の一般質問が終わった後で、先ほど申し上げました江師の加工場の条例提案が午後から2番目の案件で出ておりますので、ここで町長にご答弁をいただきたいんですけれども、先ほど担当課長からは、両JA、四万十、それから高知はたにも声をかけて協議会の組織を、現在は5つでありますけれども、もっともっと充実したものにして運営をして協議会を立ち上げていきたいという答弁をいただきましたけれども、町長としまして、現在のこの5つのグループだけでいいと考えているのか、あるいは課長が答弁したように、もっとこの協議会はJA関係を含めて組織を拡大して、町民の皆様方が納得できるような協議会にさせていただくのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） この事業を成功に導くためには、会員にしても可能な限りそ野を広げてということが肝要であろうというふうに思いますし、また運営をする協議会の組織もより強固なものにしていく必要があるだろうというふうに思っております。

問者からご提案もございましたし、課長のほうからもご答弁を申し上げましたが、具体的に申し上げれば農協組織、これは何としても入っていただくということ、それから、その他農業関係のもろもろ団体もあるだろうと思いますから、強力に働きかけをして、できるだけ多く参画をしてもらうということが望ましいというふうに考えておりますので、今後そういう方向での組織づくりに向けて指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 町長のほうからも答弁をいただきまして、再度担当課長にお伺いしますけれども、今の町長答弁を受けて、実際に動けるのは、先ほど答弁いただいたように6月からでございますから、それまでにこの協議会をじっくり立ち上げていただいて、先ほども申し上げましたように、町民の皆様方からも、よし、この協議会はこれでいいというような、JAを含めた組織をぜひ6月事業開始までにきちんとつくっていただい

て、ぜひとも成功させていただきたいと思いますので、そういった協議会への組織づくり、ぜひよろしく願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次、4番目に、食品加工の施設整備を希望する団体が役場に昨年9月、書類申請をしておりましたけれども、この団体への取り扱いはどうなるのかということを質問をいたしております。

これは、相去にあります団体から、同じくふるさと雇用再生特別基金を利用して食品加工をしたいという申請があったということですけれども、手元にそのときの資料があるんですけれども、事業内容を見ますと、やはり若干この江師の加工場と違う点は、相去地区で自然農法の認定許可が本年度にoirることを契機に、これまでの慣行栽培から高付加価値化した販売を目指し、自然農法での米及び野菜の栽培販売を行うことで収益性がどれだけ向上するかモデル的に実施をしたいという取り組みですけれども、これが、この方にも会ってきました。なかなか返事が行政のほうから、9月に商工観光課のほうで窓口申請受け付けてくれたけども、返事がなかなか来なかったということですけれども、その辺について、担当課よりどうして返事が遅くなったのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） この件につきましては、商工観光課所管の事業でありますけれども、私のほうからお答えさせていただきたいというふうに思います。

議員ご質問の件につきましては、議員おっしゃったとおり、ふるさと雇用再生特別基金事業に係る事項でございますが、おっしゃられたとおり環境に優しい自然農法の普及、農作物の販売、新商品の開発事業という計画書は提出されておりました。

その後の経過につきまして、町として、既に事業内容に類似した取り組みを行っており、代表者には昨年のうちに重複する事業は困難であることをお伝えはしております。若干の行き違い等はあったかと思いますが、そういう旨は伝えておくことは確かでございます。私も本人にも直接言ったこともございますので、間違いはないと思います。

また、その際に、今回の事業には採用できませんけれども、取り組み自体は理解ができますので、活用できる補助事業などの調査研究の協力はしていきたいという旨のお話はしております。

現在、高知県産業振興計画の高幡地域アクションプランに四万十町の有機野菜を使った加工品の開発、販売の拡大という項目を追加する方向で進められておるそうで、十和地域で有機農業を行っている団体が生産加工設備の設置と有機野菜による新商品の開発、販売

に取り組む計画をしているようでございますので、事業内容の詳細について、県の地域支援員や、管轄の十和総合支所と協議するとともに事業実施団体との連携した取り組みが可能かなども含めた検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 先ほど申し上げましたように、有機栽培での農産物の加工ということで、これまでに余りなかった取り組みで、江師の施設とは一緒にはちょっと無理かなという話し合いで、今回は別のそういった新しい県の産業振興計画の中で、十和地区のほうから本年度ですか、施設整備も申請されているようですので、そちらのほうで今後はやっていただくように行政もぜひとも、その十和地区で今申請されている方とつくっている農作物がどう違うか、あるいはどんなもんを加工するのかによって、一緒にできるのか、またできないのか、いろんな問題があろうかと思うんですけども、ぜひとも同じ、この有機栽培での農作物の食品加工という点では同じですので、ぜひとも行政が窓口になって進めていただきたいと思いますし、またこういった有機栽培での農産物の生産加工はこれから四万十町ではますます増えていくと思います。

現実、その相去の方もUターンで帰ってこられて有機でやってる方ですので、Iターンの方々もたくさんいらっしゃいますので、こういった今までにないやっぱり有機、あるいは無農薬、低農薬の農産物の生産加工に向けてぜひとも前向きに取り組んでいただきたいということをよろしく願いを申し上げます。

じゃ、次の質問に移ります。これは少し前後しましたがけれども、確認の意味でお伺いするんですけども、12月議会に補正予算で210万円計上されておりました「地産地消」と私書いておりますが、これは「外商」の間違いだと思います。地産外商支援事業補助金の成果についてということで質問をしておりますので、ご答弁をいただきたいと思いますけれども、このときの質疑、三、四人、この件については12月議会でやったと思うんですけども、この補助金は先ほどから出ております農事組合法人四万十P o tが東京ビッグサイトの商談会の車代、あるいは人件費、それから北海道、あるいは関東や関西でそれぞれ商談を行うための旅費等の費用という説明を受けておりましたけれども、210万円計上されたこの補助金が、その成果、東京ビッグサイトでの商談会、あるいは全国での、出ていったの商談が成立した分、わかっておれば成果について答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えいたします。

関東圏内の食品加工会社及び量販店の仕入れ担当者など、6,000社を対象に2月16日から17日の2日間、東京流通センターアネックス第一展示場で菱食が実施する展示販売会に出店しておりました。そこで香り米、サトイモ、乾燥シイタケなどを中心に展示及び試食販売を行いました。興味を示していただきました方や企業には、香り米、乾燥シイタケなどのサンプルを提供しておるところでございます。その取り組みによりまして、現在、サトイモやインゲン、ナバナの販売に結びついております。

また、阪神百貨店で2月15日から23日の9日間、「龍馬のふるさと土佐の味めぐり」にも出店しておまして、そこでは展示試験販売を中心に、四万十の1次産品を使いまして加工品を主に四万十の商品の宣伝を行っております。デパート側の生鮮部長とも協議をいたしまして、ギフト商品としての取り扱いも提案しておるところでございます。3月中旬以降になりますが、夏に生産現場を見ていただきました北海道コープさっぽろ及び菱食北海道とサトイモ、乾燥シイタケ、四万十の香り米の商談を行うことになっておるところでございます。この取り組みによりまして、300社以上の方々と接触することができております。それから現在サトイモにつきましては、月量、月の量ですが、30トン欲しいというお話もいただいておりますが、21年度につきましては、まだ昨日の宮地議員さんの質問にありましたように、6トンを確保しておるということで、その商談となっております。

それから、その後にも22年度分の作付出荷分といたしまして、インゲンの1.2トン、ナバナの30トンの商談に結びつけることができております。今後につきましては、このサトイモ、ナバナ、インゲンにつきましては、この栽培について早急に生産者やJAなどともその生産体制について打ち合わせを行っていくということでございますので、今後も継続した取り組みが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 今の答弁を見ますと、成果、これが出つつあるという答弁だったと思うんですけども、実際に30トン欲しいと言われても、現状では6トンぐらいしか、イモですか、ないということですけども、これは本年度のほうで、例えば江師のほうで30トン欲しいと言われても急には多分できんかなと。現状では、昨日宮地議員がおっしゃったように6トンぐらいがあればですけども、こういった例えば欲しいということが言

われた場合、これをつくれればお金に当然なりますよね。そこで、サトイモについては今後 30 トンを確保するとすれば相当な面積が必要になると思うんですけども、そこあたり今後、農水としては、どういったふうに取り組んでいくところかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

6 トンといたしますのは、現在廃棄されておりました親イモを全量買い取って 6 トンを確保しておると。大きいもんにつきましては、カットして出すということになります。

量につきましては、まだこれから J A のサトイモ部会、それから J A を含めまして協議をしていかないかんわけですが、昨年度はその販売、系統出荷分がございました。それはもう出荷したということで、ここには結びつかなかったわけですが、そういったことを踏まえてその生産体制、サトイモだけじゃなしに、ナバナもそうですし、インゲンもそうですし、これからほかにも伸びていく可能性もあります。そういったものについて、J A の各部会とか、生産農家とも話し合いをして栽培計画を立てていかないかんとは思っています。それで、100 の注文に 100 をつくっておっては、何か病気でもあったときに困るということで、そこら辺の作付も考えて計画を立てていかないかんというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 14 番下元昇君。

○14 番（下元 昇君） ぜひとも J A と話し合って作付を増やして、何とか農家の方々の所得の向上に結びつくと、こういったいわゆる商談会での補助金が生きていきますので、ぜひとも皆様方と話をしして所得向上のために行っていただきたいと思います。

それから、次に、この江師の加工施設を導入するに当たりましては、20 年度実績、21 年度販売計画を立てて補助金の申請をしているが、計画どおりに実績を上げることができたかという設問ですけれども、これは先ほどから出ております四万十 P o t さんが国の平成 20 年度地産地消モデルタウン事業を導入して、そして 21 年度には国の強い農業づくり交付金を導入して加工施設を整備した事業ですけれども、この事業導入に当たって四万十 P o t さんの 20 年度の実績報告と 21 年度の事業計画、これを出して申請をしております。まだ 3 月途中ですので、すべてが終わったということではありませんけれども、手元の資料によりますと、本年度、21 年度の実績、いわゆる計画は約 2,700 万円ほ

どということを12月の質疑の中でもご答弁いただきましたけれども、そこらあたりの見込みを簡単に答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えします。

加工場の建設に当たり、県への補助金交付申請書の提出資料として事業実施計画書を策定しております。昨年、12月定例会時にも議員さんにコピーをお渡ししていると思います。

計画では、問者おっしゃられたとおり、販売額の計画が2,696万5,000円でした。2月末までの実績は約2,100万円程度となっております。計画よりも600万円の減額となっておりますけれども、その減額の要因といたしましては、加工品の販売額の減少でございまして、現状の施設が狭小で、当初に計画していた加工事業ができなくなりました。市内等の加工業者に発注したことによるものでございます。量販店等の販売先は、1年を通じまして安定した出荷量を望んでおりますが、現在の施設では十分な対応はできなかったということです。販売先が望む量に対する栽培が可能であったり、また集荷する野菜等があるにもかかわらず対処できなかったことによるものでありまして、このことなどからも地元への加工場が必要であると判断し、今回の施設を整備したという経過もございます。

以上です。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） ほぼといいますか、2,700万に対して2,100万ということで、600万ほどの減額になっておりますけれども、そういった施設が狭かったということでこういった結果になっており、新たな加工施設が、整備が必要と、そういうことでわかりました。

それでは、最後になります窪川地域からの野菜の加工依頼は可能なのかという質問をいたしておりますので、質問させていただきます。

この施設は説明いただきましたように、本来は西部地域、いわゆる大正・十和地区の農家の拠点施設として整備するものではございますけれども、その運営方法の中に③で、「出荷時期が集中した季節野菜等については1次加工」、これはボイルですけども、「あるいは貯蔵を行い流通販売を行う」と、こういったふうに活用の方法を書いておりますけれども、仮に季節野菜というのは大正・十和地区以外でも、特に窪川は作付面積が多い関係上、そのま

まにするとか、あるいはただ同然とか、そういったことが起きると思います。

こういったときに、窪川地区の季節野菜の受け入れがこの江師のほうで加工商品として受け入れができるどうか。今までのようにもう破棄するんじゃなくて、やはり所得のために買っていただいて、加工食品のあれとして流通することができるのか、その点について答弁いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えしたいと思います。

議員さんご質問の件は、野菜の加工について窪川地域からも依頼できるかという主旨の内容であったかと思います。

この件につきましては、加工場で働く従業員が設備機器の運転とか、また加工技術、カットとか、そういった技術の習得が一定の期間必要だと思います。また、それ以外にも野菜等の洗浄とか、選果とか、集出荷などの作業にもかかわることになるかと思いますが、そういった課題を解消しつつ、運営が軌道に乗れば可能であるとは考えております。しかし、可能になった場合でも依頼時期とか、加工の内容とか、量によっては困難な場合も想定されます。いずれにいたしましても加工場の稼働開始後の運営状況等を検証しながら、できるだけ四万十町の農林漁家に使用される施設になるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） せっかくつくったものですから、やはり1円でも多く農家の方々の所得につながるように、ぜひともできる範囲内で使っていただくように、ぜひともお願いをいたしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、先ほどの町長答弁にもありましたように、この受け皿になる四万十町地産地消外商協議会、この組織を6月運用前までにJAも含めたそういった組織も入れて、ぜひとも充実した協議会にして運用に当たっていただきますようによろしくお願いを申し上げまして一般質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） すみません。質問が終了したわけですけど、ご質問で抜かっていた点がございます。Potの理事で、伊与木さんが理事かということですが、理事でございます。

○議長（山岡義正君） これで、14番下元昇君の一般質問を終わります。

ただいまから、１０時４５分まで休憩をします。

午前１０時２９分 休憩

午前１０時４４分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

６番緒方正綱君の一般質問を許可します。

６番緒方正綱君。

○６番（緒方正綱君） 議長から発言の許可をいただきましたので、提出をしております  
通告書に従って質問をまいります。

昨日の一般質問において、池本議員、牧野議員から災害関係の質問がございました。その中で執行部側からの答弁で理解できた点については省いてまいりますが、私の質問において、答弁の内容によっては重複をする点があるかもわかりませんが、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

さて、前田町長においては、新生四万十町の初代町長として４年間頑張ってお仕事を図っていただきました。住民が安心して暮らせる生活環境の整備や、防災対策、あるいは地域福祉の充実など、住民の生活に直結するまちづくりを重点施策と掲げ、その任務を遂行に日夜頑張っておられた町長の姿勢に一町民として、また一議員として、心から敬意を表したいと思います。

四万十町総合振興計画において作成し、その第１段階である４年間を新町の町政と基礎固めの時期として設定をし、２１年度まさに今がその段階であります。３月５日の町長の所信表明では、新町の行動的な基礎固めがおおむねでき上がったと、できたのではないだろうかという町長の発言には、町民の皆さんもある程度納得をしているところだと思っております。また、所信表明には出ておりませんが、興津保育所、デイサービスさくら貝の完成、これは町長の鋭意決断により、用地取得から設計、工事施工、完成に至るまで思わぬスピードでの展開がありました。興津地区の皆さんにおかれましても大変うれしいことだと思っておりますし、評価をしております。

しかしながら、残された問題、課題として、学校の適正配置やし尿処理センターの建設、あるいは水道施設整備など、まだまだ多くの課題があろうかと思います。そんな中で町長が常々言っておられた災害に強いまちづくりの推進について、どの程度進んでいるのか、また、今後どのような取り組みが必要か、ハード面、ソフト面を通して、次期町長への申し送り事項という意味も含めて残された課題は何か、町長の考えをお伺いします。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） お答えを申し上げます。

総合振興計画の災害等に備える安全のまちづくりに掲げます計画につきましては、ハード面を中心に順次実施をされつつございます。洪水対策としての吉見川の浸水対策、仁井田川の河川改修が進展をいたしました。地震対策としての学校教育施設を中心にした公共施設の耐震診断補強工事、津波対策としての避難広場の整備でありますとか、公共施設の移転と、消防防災の拠点施設の整備、あるいは災害備蓄物資の充足などがその主なものでございます。

しかし、計画の達成はまだ道半ばという感もいたしておるところでございます、県営事業であります興津郷分地区、あるいは志和地区での避難施設の整備を急ぐ必要がございますし、継続事業であります学校教育施設を初めとする公共施設の耐震化、さらには防災拠点施設である消防署、役場新庁舎の整備といった大きな課題もございますし、公共施設以外では、制度活用によるところの個人住宅の耐震診断も今後進めていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、ソフト面におきましては、自主防災組織につきましては、まだ全町くまなく整備をされると、そういう状況には至ってないところでありますので、これを、組織づくりをさらに進めるとともに、自主防災組織による防災訓練の充足・充実、これも図っていかねばならないというふうに思っております。それらを含めまして、次期町長にはさらに安全・安心のまちづくりのために積極的に取り組んでいただくことをご期待を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） 今、町長から答弁をいただきましたが、課題として残っているものの中で、防災の拠点となる庁舎や消防本署の建設が急がれるわけですが、緊急時に陣頭指揮をすべき行政の機能が働かないということにでもなれば、住民がパニック状態に陥ることも予想されるわけですし、また特に災害弱者へのその救助というものが非常に困難を極めるということも予想されるわけでございます。

津波対策では、避難広場や避難タワーの設置が急がれておりますが、興津地区については小室地区に2カ所、浦分地区には現在完成間もないというのを含めて2カ所、興津地区には計4カ所の避難広場が設置をされておりますが、郷分地区に2カ所、それから浦分地区に1カ所計画をされております避難タワー。これについては、県発注、県主体の工事と

いうことになろうかとは思いますが、今後県とも協議しながらどのように進めていくのか、早急に進めていく必要があろうかと思いますが、その点について伺いをします。

また、志和地区においては津波対策がまだまだ手つかずに近い状態にあろうかと思いますが、今後の取り組みについてあわせて伺いたいします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 地震津波対策の取り組みでございますが、町が実施主体で計画しております漁業集落環境整備事業は、21年度は興津地区での避難広場4カ所が計画されております。そのうち3カ所が完成しておりまして、残り1カ所も年度内に完成することとなっております。

また、志和地区の避難広場につきましては、22年度以降、2カ所の避難広場が計画されております。

一方県営事業の農村対策整備事業で計画されております興津地区の避難タワー3基につきましては、来年度22年度完成が予定されておりまして、志和地区の避難広場2カ所につきましては23年度以降の計画となっているところです。避難広場、避難タワーは地震津波対策上、できるだけ早い時期に着工、完成が望まれますことから、国・県に対しまして早期に着工していただくよう要望活動をしていきたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 今、お答えをいただきましたが、今後県とも十分な協議をされて、早急に取り組んでいただいて、関係地域住民の不安を取り除く努力をしていただきたいというところで、1点目の質問を終わります。

次に、防災対策の周知が住民に明確になされているかどうかという点での質問をいたします。

私は、災害に強いまちづくりの取り組みというのは幾つかの要素が合体、ミックスをしないと災害対策は難しいのではないかと常々思っております。

その1つに、防災計画の作成があります。防災は非常に多くの問題、また解決しておくべき課題があるわけですが、そのために必要な応急対策についても留意点やポイントをしっかりとつかんでおくことが重要であると考えております。具体的な行動手順を明確にし、災害対策の基本的指針を示しておくということが非常に大事になってくると思います。職員の皆さんが共通の認識を持ち、一定のレベルでの対応、災害の対応がとれるかどうか、非常に大事なことです。職員の皆さんが共通の認識を持っているのか、また徹底できて

いるのかというところでお伺いをいたします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 防災計画につきましては、平成20年3月に四万十町地域防災計画というものができ上がっております。そういったことで、それに基づいて対応しているところですが、災害時の対応マニュアルにつきましてはまだ仕上がっておりません。が、このマニュアルができるまでの間は、同じく防災計画と同じときに作成しておりますが、職員防災初動マニュアルというものを全職員に配付しております。こういったものですが。そうした場合、災害が発生した場合には、この職員防災初動マニュアルで対応することになっております。

また、高知県は南海地震応急対策活動計画を22年2月、この先月に策定しました。そういったことで、各市町村もこの活動計画を参考にして、発生後すぐに災害対応が行えるよう、同様の計画を策定するよう要請が来ております。できるだけ早い時期に策定して、関係機関と一体となった災害対策、対応に努めたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 職員の皆さんにその指導といいますか、認識の徹底というものはしっかりできておるのでしょうか。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 平成20年3月にでき上がってから、職員にはこのマニュアルを配っております。そういったことで職員におきましては、目を通していただいておりますというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） それは課長の思いであって、実際に本当に職員の皆さんがそこら辺の一定のレベル等の共有しているかどうかというのは、ちょっと疑問な気がいたしますが、今後どのような何で徹底を図られるのかお伺いをいたします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 災害時のマニュアルにつきましては、災害発生時、発生後3時間、6時間、12時間、1日、それから3日、1カ月、3カ月などの時系列でそれぞれ役割を明確にした行動マニュアルとして策定をしたいと考えております。そういったことで、再度、ただ、災害時の対応マニュアルとしては、そういった今言ったことですが、このマニュアルにつきましては再度また職員のほうに、私のほうから再度確認をしてもらう

ような徹底をしたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） 昨日の池本議員の答弁の中で、県において、南海地震に備える課題検討委員会で県としての方針を取りまとめていくような内容の答弁がございました。

県の方針を待っているようでは遅いと思います。いつ来るかわからない地震に、いつできるかわからない県の方針を待って、それから町の対応では、町民の命を本当に守ることができるのかというような気がいたします

四万十町の防災計画は、2 年前の 3 月、2 0 年の 3 月に作成をされております。その防災計画に肉付けをして、防災対応マニュアルの中で災害時の行動指針が作成をされるわけですが、本来なら 2 1 年度中の完成予定であったと思います。現在、その作業工程には多少のおくれはあるものの、ほぼ完成に近いと聞いております。その点については今回質問はいたしません、防災対応マニュアルには風水害等の一般災害、地震、津波等の震災対策、また火事や重大事項等の対策、それぞれに対処すべき内容が多岐にあると思います。

たしか 3 8 項目、約 7 0 ページにわたる内容であったと伺っておりますが、これを職員だけにとどまらず、町民一人一人に周知をしてもらうにはどうすればよいのか、その手段というか、手法についてお伺いをいたします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 災害対応マニュアルができ上がりますと、ページ数も多くなることが予想されます。そういったことで簡潔でわかりよくしたもの、要約版といいますか、そういったものを作成することも必要かと思えます。その要約版なるものをまたケーブルテレビ、あるいはホームページや町の広報を通じて町民の皆さんにも周知したいというふうに考えております。

また、行動マニュアルをもとに官民一体となった合同訓練も必要と考えておりまして、訓練を通じて双方の災害に対するさらなる危機意識と連携意識の高揚が図られるものと考えております。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） つい先日、大正地区と十和地区のある区長さんとお話をする機会がございました。その区長さんが言うには、「いざ災害が起きたときの行政の動きが全く見えてこない」と言っておられたのを思い出しますが、区長さんにはわからないものが地域住民に行き届くはずもないと。せっかく時間と労力を費やしてつくり上げたものを住民

に届けなくては、先ほど言われました自助、共助の相互関係というものも成り立たなくなります。行政はこんな行動を起しますよ、住民の皆様はどうしていただき、こうしていただき、行政の指示に従ってくださいというような連携が自助、共助の意識につながると思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 町でつくります災害対策マニュアルにつきましては、役場としての対応ということになります。そういったことで、できれば先日池本議員のときにもお答えしましたが、地区防災計画をつくった上で、その中で地域が必要とする情報なんかも出てきます。そういったことで、地域でのマニュアルというものも出てこようかと思えます。そういったものをつくっていただいて、それぞれ役場は役場での対応、地域は地域での対応というふうなことで対応していただければなというふうには考えております。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 自主防災組織とか災害に遭ったときにどうするかということなども全部含めまして、行政がしっかりと情報を提供してやるということも大事になってくると思います。住民もそれにこたえてくれるとは思いますが、決して行政だけで抱えることのないように、地区住民へ防災対策の情報というものは周知をさせていただきたい。これは行政の役割と私は思っておりますので、しっかりその役割は果たしていただきたいということを申し添えたいと思います。

以上で2点目の質問は終わりたいと思います。

3点目の質問に移ります。3点目の質問は、先月27日に南米のチリで起きたチリ地震において、日本の太平洋沿岸に津波警報が発令されました。四万十町の志和、興津の海岸部にも警報が出ましたが、対象となった海岸部の地域住民の危機意識はどうであったか、どんな反応があったのか。昨日も池本議員、牧野議員、お二方とも危機意識は低かったとの指摘をされましたが、行政側としてどのようにとらえているのか、牧野議員の質問と重なるかもしれませんが、答弁をお願いします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 今回のチリ地震による津波の避難勧告を12時30分に興津、志和地区に発令しました。町で確認できた避難者は両地区合わせて336人となっております。避難勧告に対する住民の危機意識等につきまして両地区の方に聞き取りをしてみますと、志和地区では前日、同地区内で防災学習会が開催されておりまして、海岸付近

の住民は危機意識が高かったと。が、地震の揺れがなかったため、海岸部から離れた方の避難者は少なかったというふうなことを言っておりました。

一方興津地区におきましては、過去の津波の経験から全国各地の津波情報を見て、予想波高が低いことや地震の揺れがなかったこと、津波の到達予測時間に余裕があったために油断が生じて緊張感と危機感が少なくなったこと、また、興津地区に表示している海拔高度が逆の働きをしたのではないかというふうなことでもありました。両地区住民の3割弱の方しか避難してない状態を見ますと、本町としては津波に対する情報を容易に入手できたため、過去の津波の経験などで地区内の海拔高度と照らし合わせることで、ここにいても大丈夫だという判断が働いたのではないかというふうに感じております。しかし、毎年両地区を対象に行っている津波に対する避難訓練は、災害時における要援護者の避難に役立ったものと感じております。

今後の両地区への危機意識を高めていく取り組みといたしましては、毎年行っております津波避難訓練は引き続き継続していくことはもちろん必要であります。今回の避難の状況を教訓として、津波に対する正しい知識と認識を地域の協力のもと、避難訓練などを通じて定期的に周知していくことが大事であると考えております。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） ちょうどということは、津波警報が発令されたのは28日の午前9時33分だったですかね。ちょうどその日は午後から私も所用がございまして、興津におる予定をしておりました。前日そのチリ地震のニュースをテレビで聞きまして、これはちょっと早めに行って住民の反応も見てみたいなということで、予定をちょっと早めまして同僚議員と2人で9時半ぐらいにおりたわけですが、私も実際その現場にいて、浦分の港におったわけですが、住民の危機意識、それから反応を見ているうちに、確かに危機意識を感じるものはなかったと感じております。

また、午後6時過ぎごろだったと思いますが、避難広場を、今度は1人ですが、実際に歩いて確認をしてまいりました。3カ所のうち、あれは小室の忠霊塔の第2避難広場ですかね、ちょっと名称は忘れましたが、そこに午後6時過ぎに一家族だけおにぎりなどを持ちながら、おばあさん、それからお母さん、それから子どもが2人かな、おりました。そのほかには人陰を見ることもなかったわけですが。ただ、後日何人かにまた聞いてみました。それによると、人によって全然感じ方が違うんです。そういうこともわかりました。

被害届としては出ておりませんが、旧興津保育所から小室地区に通じる小袖橋ですか

ね、その上流にオイルフェンスといいますか、油が川から海に流れるのを、流出するのを防ぐオイルフェンスというのを張ってあったそうです。それが右岸、左岸でワイヤーで固定をされておったようですが、その保育所側といいますから右岸側になるんでしょうかね、それが津波によってぶち切れて波が上がってきて、それから5分ぐらい今度はずっと上がってきて、今度は5分ぐらいずっと引くような状態というのを、実際にその近くの現場で見ておられた人の話も聞いたわけです。

人によって感じ方が違うというのは、そのたった1メートル20ぐらいの津波であっても、この程度でこれぐらいの津波であると感じられた人と、それからやはり前回の1960年の、60年ですかね、のときには、3メートルぐらいの津波であったと、それに比べたら大したことはないと感じられた人もおったようで、人によって、それはさまざまであったように思います。

ただ、今回の津波警報、避難勧告による住民の危機意識の調査、また、アンケート等というのはやっぱりとっていく必要があるんじゃないかと思います。今後の防災対策に生かしていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 意識調査、あるいはアンケート調査は今後の防災対策を進める上でも有効な方法であるかと思います。

今回の津波の対応で幾つかの反省点や課題も上がっております。そういったことから、調査に当たっては地元や区長の協力が必要でもあります。そういったことで、また今後の取り組みにも大事なものであると考えますが、両地区長との協議も踏まえて対応することにしたいと考えております。

○議長（山岡義正君） 6番緒方正綱君。

○6番（緒方正綱君） 間髪入れずにというお願いをしたいのですが、事態が発生してから、まだ10日とを感じるのか、はや10日とを感じるのか、11日以上、10日以上たっておりますよね。

昨日の一般質問、池本議員、それから牧野議員の質問にも、情報が余りにも少ないと。それで、情報というのは結局待つのではなくて、こちらからやっばしとりに行くべきだと思います。特に防災関係、特に結局この間の津波発令とか、警報の発令というものは重大な防災関係、これからかかわってくると思いますので、早く情報をとりに行くという行動を起こすべきではないかと思います。その点について答弁をお願いします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 言われることはごもったもなことです。そういったことで、今後の対応については十分検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） できるだけ早めの情報収集をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。最後になりますのは、私の質問、または昨日の池本、牧野両議員の質問、答弁を全部網羅した形で、中身で、総括として災害に強いまちづくりの取り組みについて、前田町長の答弁を求めます。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 災害に強いまちづくりの推進に向けましては、先ほども申し上げたところでございますが、総合振興計画に基づいて一定の進捗を見ておるというふうに総括をいたしております。ただし、先ほども申し上げましたけれども、ハード、ソフト面、両面におきまして幾つかの課題というのがございます。

できるだけ早期にこの課題が解決をされるように取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えておまして、私の任期中にそれをすべて果たすということは到底不可能でございますが、次期ニューリーダーにもそのことを申し送りまして、精力的に取り組んでいただくようお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） ありがとうございます。私の質問は災害関係といえますか、防災についての全般ということで質問をさせていただきました。

私で、前田町長の4年間の一般質問は私が最後ということになりますが、これは通告書にはないんですが、4年間の一般質問を受けての前田町長の感想といえますか、それについて一言お願いをいたします。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 突然のご質問で回答に窮するところではありますが、この4年間通じまして、一般質問のみならず、議案審議、あるいはその他の機会を通じまして、さまざま町政に対するご叱責もいただきました。また、励ましもいただき、いろんな提案もいただいたところでございます。その提案等すべて実行できたかということになりますと、なかなか心もとないところもありますけれども、大変議員の皆様方には、ご指導ご鞭撻を賜ったということにつきましてはありがたく思っております。

感想ということになれば、楽しくもあり、しんどいところもあり、心境としては複雑なものがございすけれども、本当にご指導賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

○議長（山岡義正君） 6 番緒方正綱君。

○6 番（緒方正綱君） ありがとうございました。

急な質問にお答えいただきまして本当にありがとうございました。前田町長への最後の一般質問といたしましてはいささか物足りなかったかもしれませんが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山岡義正君） これで6 番緒方正綱君の一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第2 議案第10号四万十町町産材利用促進条例の制定について、日程第3 議案第11号四万十町江師農林水産物集出荷加工場施設条例の制定について、以上議案第10号から議案第11号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番松下和孝君。

○11 番（松下和孝君） 議案第10号ですが、町産材について伺います。

この中で、説明資料の中で、地方税法上の家屋であるということは義務付けられておりますが、それとそうでないものとの区別ということの説明をお願いします。

2つ目に、住宅建築をするには大工に任せるわけですが、既に大工さんは材料をたくさん持っているわけで、また製材所も同じように材料を持っております。それに対して、それ以外との材料の区別はどのように見分けられるか。

3つ目に、建築の延べ面積が70㎡以上となっておりますが、町産材は100%じゃないといけないのか。全体の何割以上ということもあり得るが、そういうことは先ほども申し上げたように、材料はほかの材もあるわけで、大工さんがやむなくほかの材料も使用する。やむなく使用する場合や、また、その家主個人がこだわりの材料を持ってよその材料があるかもしれないということで、その辺の割合というか、それも可能なのか。

それから4つ目、引き続き居住することは何年をめどにしておるのか、また他人に譲ることも可能なのかを、この4点を伺いたいと思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えをさせていただきます。

まず、地方税法に位置づけられる住宅ということの質問です。税法上の家屋ということで、住宅が位置づけられております。そういう中で、家屋の位置づけというのは基礎があるということが第1点目です。基礎がない建物というのは当然ないとは思いますが、カラオケボックスとか、そういうような固定、単なる置くとか、そういう形のもんもありますので、基礎部分があるということと、壁が三方に囲まれてあるということです。簡単に言えば、家屋の定義的にはそういう位置づけになります。

2点目ですが、材料の区分けといいますか、もともと大工さんが持ちゅう中で、そういうのをどうするかという多分質問だと思います。

今回、22年度事業ということですので、当然4月1日以降の建てた建築に関してのこの制度ですので、実際に製材、市場で買うということの行為が起こりますのは当然それ以降と考えていますので、今持ちゅう材を使うということに関しては今回の対象からは外れるということでは思っております。

もう一つは、0.7立方、1つは、今回の中に1坪0.6立方ということの基準を設けております。面積要件的には70㎡以上ということですのでしてありまして、そこの中の材料は、1坪当たり0.6立方を使うてくださいよということですので、そのほかの材料を使うても当然構いません。ただ、基準は1坪当たり0.6立方は使うてくださいということですので、ベイマツをはりに使うとか、いろんなケースで四万十町にない材も当然あります。そういう中では当然そういう町外の部材を使うということになりますので、そういう中では基準の1坪当たり0.6立方を構造材、造作材、下地材、そういう中で使っていただければ、当然併用をしての活用も可能ということで考えております。

（「11番松下和孝君「4つ目、引き続き居住、4番目」と呼ぶ）

申し訳ない。

（11番松下和孝君「引き続き居住しなきゃならないということとは、何年ぐらいのことです」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 当初、一つ生活の拠点としての住宅というのは、当然ずっとは住んでもらいたいということで考えてました。で、最初10年ということの基準に

応じておりましたが、年数的なことは今のところ考えておりません。

○議長（山岡義正君） 11番松下和孝君。

○11番（松下和孝君） 他人に譲っても、途中、そこに住んでもらうわけですから、人は減らないわけよね、他人もし入ってきても。それ、さっきの質問まだ答えてなかったですが。その件と、1坪0.6ということは、全国平均が家を建てるには0.63ですよ。なら、それを差し引いても0.03の違いですよ。だから、ほとんど使わなくてはいかんというようなことになりますよね。だから、それ以上は自分がふんだんにこだわって使うてもえいということになりますよね。まあそういうことですよね。他人に譲っても構んかということは、その途中で、構いませんよね、その辺は。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 途中という意味がちょっとわかりませんが、建った後、いろんな事情が当然あるケースが出てこようかと思います。そういうことで、売らなどうしてもしょうがないとかいうことになれば、当然そこら辺は、住宅を譲り渡すということについては制限は設けておりません。

○議長（山岡義正君）

ほかに質疑はありませんか。

18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） 私も1点、2点、お伺いしたいというふうに思いますが、すばらしい取り組みであるというふうには思っておるわけですが、

この1つには、町内材を使用するということは非常にええわけですが、その中で、例えば条例の制定の目的という中にも「地元の工務店で」というふうな表示になっておるわけですが、例えばログハウスを建築すると、住宅で。その場合に、1つには地元の工務店でなくして、自分でやるというふうな状況も出てくるのではないかなというふうに思うがです。そういう場合には、この条例の解釈の中からどういうふうに判断するのか。

それからもう一つには、恐らくこれ、助成措置の中で70㎡以上の住宅ということになっておるわけですが、これは県の一つの条例の併用になると、もとにということではあろうと思うわけですが、これがなぜ70㎡に規定をしたのかと、本町において。だから、ここの緩和的なものはできないのか。1つにはもう少し坪数が下がってもやっぱり対象にしていくということで私はいいのじゃないかなと。そうすることによって材

が使用されるということですから、その規定を、基準をもう少し下げて対応ができるのか。例えばここへ定めると、それに当てはまらないということになってくるわけですから、例えば約25坪、だから20坪とか、あるいは15坪の家に対しても結局皆吸い上げていくということでええがじゃないかなというふうに思っておりますが、町内材を使うことと、この一つの基準のあり方がかみ合わないところは、私はそこが気になるのですが、その点についてお伺いしたいと。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 2つの質問ということで、先に70㎡の基準ということについてお答えをさせていただきます。

資料にもつけておりますが、四万十町産材利用促進フロー図ということで、フロー図をつけております。

町としたら、150万も最大限の上限額ということで設定をしております。当初その面積については、66㎡ということで、最初20坪で考えておりました。フロー図に書いておりますように、県制度が2つございます。こうち安心の木の住まいづくりと、右に木の住まいづくり助成事業というのがありまして、当然建てる側としたらいろんな助成制度を受けたいというのが、これ、一番資金的に考えるとこです。そういう中で県の制度は一番下限が70㎡という面積が設けられておりましたので、併用して使う場合にはどうしても面積を合わさないかんということで、今回20坪から1坪増やした70㎡ということで、20坪であると当然併用はできませんので、そういう中で県のこの2つの事業に合わせたということでございます。

それと、もう一点のログハウスについてですが、その点についてはちょっと考えていなかったのですが、当然地元の人がそういう技術持っておれば、そういう中で居宅として、住宅として建てるということであれば、当然住宅に対する助成ですので、それは地元の人であればそこについては可能であるというふうに考えてます。

（18番堀本伸一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 1点だけ、議案第11号についてお伺いしてみたいと思います。

まず、今回は指定管理者制度をどっかにやる予定でしたが、直営でやるということでこ

の議案提出になったと思います。

しかし、私、ちょっと考えてみますに、わからないのは、直営でやるのであれば1点、委託先を決定して、直接そこと選別して交渉するということも可能であったんじゃないかなと思うんですが、わざわざここで議案として出したのはどうなのか。

そして、2点目ですが、この議案の説明の最後のほうで書いておりますけれども、「平成24年度以降は同協議会に施設を指定管理させる方向で」ということが謳われております。これは既に既定路線で、この協議会に行くという形になりかねない条例でありますけれども、これ、指定管理者制度、平成24年度から移行するのであれば、再度その指定管理者の選定、そういったものを行う必要があると思うんですけれども、それは白紙の状況で臨むのか、あるいはこういう前提のもとで指定管理者制度、当然議決は要るわけですから、白紙の状態で臨むだろうと私は思うわけなんですけれども、ここにわざわざこういう付記をしておるのはどうなのか、この2点についてお聞きしてみたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 16番議員さんにお答えしたいと思います。

質問の主旨が間違っていたら、内容がちょっと間違っていたら申し訳ないんですが、直営なら委託先を決めるべきではないかというような質問であったかと思いますが、これはここにも書いておりますように、今回指定管理者制度の条例制定につきましては、指定管理者の条項を入れております。当然、この施設は直営でなく指定管理者のほうがふさわしいだろうということのできる規定がありますので、そういうことで入れておりました。

というところで進めておりましたけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業を進めていく中で、この業務委託のほうが指定管理者にはなかなかできないということがわかりましたので、この運営方法については見直しが必要ということになりました。その結果、直営という方向になりました。

それから、説明資料の24年度以降は同協議会に云々という方向性を書いてありますが、このふるさと雇用基金の事業が起こる前は指定管理者として、候補者として、公募によらないということがございますので、それで、これまで地産地消外商協議会等が進めておる業務等々、行政が考えている業務ということが、方向性が同一ということで、同協議会のほうに指定管理者という方向を考えておりました。しかし、先ほど申し上げましたように、ふるさと雇用の部分がございますので、今回は2年間直営ということに考えております。

それと、2年後には新たな、またこの指定管理の条項がございますので、白紙という形には一定はなろうかというふうには思っております。

○議長（山岡義正君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 2点目の指定管理者は24年度ですかね、そのときには白紙の状態で臨むと。臨時職員を雇う場合もそうですよね。臨時職員は6カ月採用されたから、次に正職員でその前回の実績が参考になるかという、これは一切ならんわけです。この同じことが私は言えると思うんで、やはり24年度です、私、おるかどうかわかりませんが、そのときにはぜひまた町外から、県外から、いろんな参入する方もおられるかもしれません。そういったことを参考にして、その分は取り組んでいただきたいということと、それから、よくわからないのは、ここで、直営であれば委託先を選定すれば、わざわざこういう条例を、私は必要あったかなと思うんですが、その点がいまいちわからんわけですが、わざわざこういう条例をつくった理由を、もう一度説明していただきたい。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えします。

委託先を選定していればこの条例は要らなかったのかということでございますが、この条例は、施設ができました。そしたら、これを、施設をこういった目的でこういった業務をやるとか、そういった部分を施設条例で定めております。

その段階で委託先としては、委託管理としては指定管理で行うことができる条項を入れて、指定管理で行うという計画のもとで進めておりましたので、その方向では考えておりましたが、つい最近になりまして、ふるさと雇用の部分で、どうしても指定管理者がこのふるさと事業を行うことができないということが判明しましたので、今回直営ということでこの協議会のほうに業務を委託して、業務によってこの施設を使っていきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） いや、くどいようですが、私がわからないのは、確かにわかります。県の事業ですか、それが入ったから今回は指定管理者制度から外しますよと、直営でやりますよということになったわけでしょう。なったら、何でその委託先を選別して、委託先、直接こういう条例をつくらないでやらなかったのかということをお聞きしたのですが、ちょっと今課長の答弁と私、ちょっと入れ違いになるような気がして仕方がないわ

けですけれども、直営でやるのならば、今委託先いっぱいありますよね。そういったのは契約を結んでやるわけですから、そういった方法もとれるわけですから、わざわざ条例としてここに出さないかん理由は何ですかということをお聞きしておるんですよ。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えします。

これは先ほども言いましたように、施設ができましたので、この施設に対して必要な条項は定めなくてはなりませんので定めようとしておるものでございます。そして、その管理方法とか運営方法とか管理者どうするかというものが必要なため、この中に運営管理は指定管理者にさせることができるというふうなことを入れた条項でございまして、この条例はそのまますっと、認めていただければこの条例で行きまして、当面は指定管理者を置かずに直営で行くという方向になろうかと思っております。

○議長（山岡義正君）

ほかに質疑はありませんか。

7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） 議案第 11 号ですが、今の関連ですが、課長にお聞きしたいのですが、この指定管理者制度の一番の問題点というのはどこにあると課長、お考えです。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 指定管理者制度の問題点はちょっと急なことであれなんですが、とにかく行政財産であります公共施設等をノウハウを持った団体等に行わせるということは一定メリットはございますが、問題点というか、そこまでちょっと私の今の時点では思いつかないところがございます。

○議長（山岡義正君） 7 番橋本保君。

○7 番（橋本 保君） 指定管理者制度というのは、非常にこう何点か指摘をされている問題点があるわけですが、その中でも一番肝心なのは、その施設を町が指定をして運営をせらせていくわけですが、やっぱりその中で私物化をするというのが一番この指定管理者制度の中でいろんな問題点として今指摘をされております。

そういう中で、今回手続条例によつては、2 条の中では、公募をしていくというのが手続条例の中で謳われております。そのほかに 5 条の中では、町長は公募によらない選定もできるというふうな中身になっております。そういう中で、今回そういうふうな、こういうような形で出てきたんだろうというふうに思います。

そういう中で先ほど下元議員が指摘をしてきたとおり、やはり5つの団体が当面はそういった中身の中で今回運営をしていく。それに加えてJA等々も含めながら幅広くその運営に参加をしていただくというふうなお話をいただきました。そういう中で町長も再度そういうことで農協の組織、その他いろんな形で参加をしてもらうことが一番この運営についてはベターではないかというふうな答弁もいただいております。そういった中で、これからその方法について、課長が強くこの問題についてどういうふうに再度取り組んでいくのか、もう一度ここで課長の答弁をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） すみません。先ほど指定管理者の私物化の課題であるというようなこと、お話しございました。確かにそういった問題があるかと思えます。それにつきましては、行政側もしっかり指定管理者側とは実証しながら、検証しながら、私物化にならないようなことは気をつけなければならないというふうに思っております。

この協議会が5つの団体ということで、大事な今からの中山間地域の農業、活性化のために小規模農家とか、高齢化農家のための支援策の1つとして今取り組んでおるわけでございます。先ほど下元議員さんの一般質問にお答えしましたように、高知はた農協、JA大正支所、十和支所、またJA四万十とも今後はさらに協議をしながら、参加していただくような取り組みはしていかななくてはならないと思えますし、JAの大正支所、十和支所、また北幡の営農支援センターでしたか、北幡の代表の方ですか、常務ですが、そういった方とも3月2日、3日の間に、今後のJAの参加できる体制づくりとかいうことも話し合っておりますので、今からも一層そういう方向では努めていきたいというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 7番橋本保君。

○7番（橋本 保君） ほかに指定管理者を受けているところは法人とか含めて、この四万十町にもあるわけですが、やはり町民の税金を使って、高い税金を使ってこういう整備をしております。こういう中では行政、議会も含めて、かなりそういった私物化に対することに対しては目を光らせていかななくてはならないというふうに思っておりますので、今後ともそういったことに注意を払って、この事業に対しては私たちも大いに賛成をしておりますので、そういうことにならないような、やっぱり運営方法をきちっとしていただきたいということをお願いをして質疑を終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） 私は先ほど16番議員、7番議員の質問を聞きまして、やはりこの条例というのは非常に矛盾があると思うんですね。現在直営であるなら、なぜ施設条例でわざわざ指定管理者を今ここに書く必要がないんじゃないかと。もしそれでしたら、次の2年後のその直営方式が外れるというそのときに指定管理というところを条項入れればいいんじゃないかというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 16番議員さんのときにもご回答申し上げましたとおり、この施設を運営管理する中で指定管理者を入れたほうが望ましいということがございましたので、この条項を入れておりますが、その後の経過によつての事業で、指定管理者になるとその業務ができないということになりましたので、今回できる規定ですので、今回2年に限っては規定は定めておりますけれども、運用しないという格好になるかと思ひます。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それではちょっと条例の中身について質問いたします。

第8条の損害賠償のところ、「指定管理者は損害があるときに、あるいは原状回復又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。」と書いております。それで、今回指定管理ではありませんので、もしそれが生じたときにはどういうふうな条例を適用しますか。「指定管理者は」と、ここで書いてますので。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えしたいと思います。

この条例につきましては、第8条指定管理者は云々となっておりますが、附則の第2に、「第3条に規定する指定管理者を指定することができないときは、第4条、第6条の規定中に指定管理者とあるものは町長と読み替える。」ということがございますので、町長はという解釈になりますので、この損害賠償につきましては指定管理者ということにはならないことかなと思ひております。

○議長（山岡義正君） 21番牧野利恵子君。

○21番（牧野利恵子君） それでは、その直営で貸借ということが生じると思うんです

が、ちょっと次の１２条と関連があるわけです。１２条では四万十町興津水産物加工場の施設条例では、その使用者で、やはり損害賠償第１０条にありますが、「使用者は、故意又は過失により施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。」と書いております。この１１条と１２条で損害賠償の違いがあるのはなぜでしょうか。ちょっとこれは問題ではないかと思えます。

（「１２条いうたらどこにある」と呼ぶ者あり）

すみません。先ほど、もうちょっとつけ加えて、１１条では「町長がやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。」、１１条の場合はそう書いてあるわけですね。ところが１２条では、ごめんなさい。

（「１２号」と呼ぶ者あり）

１２号では、すみません、失礼いたしました。興津の水産物加工施設条例では「原状に回復しなければならない。」と、「その損害を賠償しなければならない。」というふうに書き切っておりますが、１１号では「町長がやむを得ないと認めるときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。」と、そう書いております。

この点について、先ほど私、橋本議員が私物化ということについて非常に懸念した質問をされましたが、そのこととちょっと私も関連して疑問を持ったわけです。この条例の違いというのはどういうところから来ているのでしょうか。特に今回は直営方式にするということであれば、この２年間、もし何かその建物に、施設に損害を与えたときにどうなるであろうかというふうな、非常にこのところに矛盾を感じるのです。

○議長（山岡義正君） 休憩します。

午前１１時５３分 休憩

午後 １時２６分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 大変回答がおくれまして失礼いたしました。

それでは、損害賠償等の規定第８条につきましてのご説明をいたします。

第８条の損害賠償の規定は、指定管理を行わない場合は町の直営管理ということになりますので、その場合は町の負担ということになります。指定管理をした場合にはこの第８条が適用されるということになりますので、指定管理を設置した場合にのみ、この８条で

指定管理者は云々という形になってこようかと思います。

平成22年度から2年間はふるさと雇用再生特別基金の事業により業務委託になりますので、委託契約とか特記仕様書を設けますので、それに明記するということになります。

以上です。

○議長（山岡義正君） いいですかね。

ほかに質疑はありませんか。

9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） 町内産材の利用に関する条例ですが、午前中の質問でありました1戸当たり、延べ床面積が70㎡以上という規定ですけれども、これは県のほかの助成とセットで提供できるということでそのように決めたとおっしゃいましたけれども、これは県とのセットは必要ではないんじゃないかと。それで町単独での条例が適用できるものを幅広く適用させるべきじゃないかというふうに思っております。

それと、町内産材としての、どういいますか、証明というのはどのように考えておるか、それでそれぞれの業者とか、あるいは製材業者とか工務店の自主申告に基づいて行うのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 2点についてのご質問と思います。

まず、70㎡の基準について、当然県の制度もあるということで、合わせていけば使えるという話は先ほどさせていただきました。面積を下回っていくほど、当然いろんな小さい住宅も活用できるということがございます。ただ、先ほどもお答えしたように、県の制度というのがやはり使う側としたら、当然150万プラス80万もらえるということもありましたので、建てる側としたら一緒の中で制度を活用できるという点では、その70㎡についてはご理解をいただきたいというふうに考えています。

2点目ですが、産材の証明です。まずは建てる人から町のほうに申請があります。そして、その時点で町内産が何立方、そして町外産が何立方、合わせて何立方ということの申請の中での処理になります。最終的には最後の段階で、完成のときに最終どれだけ実際に使うたかということで、その中の添付書類として、製材所、もしくは森林組合等を含めて、所有者を含めた容量、立方ですね、何立方使うたかということがその証明書の中に謳われることになってますので、そういう形での証明書ということでご理解いただきたいと思います。

それと、すみません。先ほど、18番議員さんの質問の中でちょっと訂正をさせていただきたいんですが、ログハウスの建築に関して、自分で建てた場合に対象になるかということで、私のほうでできるということでお答えをさせていただきましたが、条例第3条に「四万十町内に住所、又は営業所のある建築業を営む者。」ということで謳うてますので、その方が建築業を営むのであれば当然ありますが、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 9番岩井優之介君。

○9番（岩井優之介君） そういうことでしたら、あくまでもその証明の場合は、絶対この町内産材ということやなしに、やっぱりそれぞれの業者並びに工務店の方なんかの証明があればよいということですよ。

それと、先ほどの70㎡以上というのは、じゃ、そしたらそれを下回るともう一切80万どころか150万も受けられないということで、非常に不都合な状態が生まれるんじゃないかと思うわけです。というのは、やっぱりこれから、どう言いますかね、新しく家を建てる方の中には、老後で自分の思うような家を建てたいという人もおると思います。言うたら、まあ家はあるけど、木づくりの夢を描いちゃった方で、そういう夫婦で小さな家を建てたいと。自分もあちこち回いよったら、田舎行ったら特に2軒や3軒あって、2世帯、あるいは3世帯の家があるわけで、これからそういう小さな家もある面でははやってくるんじゃないろうかと想像するわけです。そういう点ではやっぱり20坪を下回る家でもやっぱり助成をするという制度が必要じゃないかと思っております。実行すべきじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（山岡義正君） 答弁は。

（9番岩井優之介君「はい、答弁ください」と呼ぶ）

森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） 産材の証明ですが、説明させていただきます。

当然、建築主については工務店等に依頼するわけですね。その中で当然工務店については、製材に産材についての注文を出すということです。その後に、その材については市場に材を買いに行くということの一連の作業が生まれてきます。当然市場を通して買うようになると思います。そういう中では証明については、市場の証明がほとんど出てくるものと考えています。ただし、製材を通さずに、市場を通さずに自分の山の材を使いたいと

ということになれば、当然市場を通しませんので、そういう場合には大工さんのほうに直接これを使うてくれということになりますので、そのことについてはどこの山ですかということで、その証明、大工さんというか、製材の証明の中で、おたくのそしたらどここの山ですということで、そういう証明も、市場じゃない証明も生まれてくる可能性はあります。

それともう一点、70㎡以下の住宅も考えたらどうかということですが、今回21坪ということは、1つの台所から含めて、若い人が建てる中でも当然そういう炊事場含めて風呂、1つの家としては21坪ぐらいが1つの基準になるということで、下に行けばいろんな基準が出てきますので、とりあえずは生活の拠点として21坪あたりあれば一つの生活ができる住宅ができるということでの70㎡ということで設けてますので、今後、もう今年が始まりですので、それ以降どういう家が建っていくのかいう中で制度の見直し等もこれから先、考える必要はあろうかと思います。

○議長（山岡義正君）

ほかに質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） すみません。この10号と11号についてちょっと私も質問したいと思います。

一番私、この10号について心配することは、この議案書の中にあります、19ページにあります第2条の中にあります2号です。「町産材、森林組合、製材業者、木材販売業者等により四万十町内で産出された材であることが証明される木材を言う。」ということを書いてありますが、私が一番心配しているのは、この中に木材搬出、伐採するときですわね。土というときがあるがです、年に5回。それで、その中、言うたら土の日に切った材というのは必ず竹でも虫がわくわけです。私ら通称テッポウムシと言うておりますが、その心配が一番あると思います。そういう材を使うて建てた場合には必ずシロアリとか、その辺の心配もあると思いますが、その辺どう思っているか聞きたいと思います。

それから、11号の件ですが、四万十町の江師の関係でございます。これは、私も先般も質疑、一般質問でも言ったように、5つの組合があるようでもございました、さっきの下元君の一般質問の中でも。その中で大正町森林組合、それからシイタケ原木組合の中にも、これも多分組合長が含まれておると思います。私の生産者の中にも、江師へシイタケを持って行って、あと全部その辺でやるという話が出ているようでもございます。もう一

切それで森林組合のほうじゃ取り扱いをせんずつよね、その協定者いうて言うたら悪いですが、その辺でよね、2年間一応直営でやるということでございますが、その辺の心配も私はしておりますが、その辺どうでしょうか。その2点をお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えさせていただきます。

土の日に切った材については虫がわきやすいということで、僕も初めて知りました。当然、このことについては伐採業者といいますか、森林組合なりそういう業者が伐採をしていくわけですが、多分そういう人なんかはある面は知っているのではないかという気はしますが、また打ち合わせもありますので、そういう中でまた対応はしていきたいなということでは考えてますが。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 12番議員さんのご質問にお答えします。

江師の加工場施設のことにつきましてですが、5つの組織がこの協議会に入っているもので、森林組合等も入っております。それから、シイタケの関係の協議会も入っております。

それで、シイタケと森林組合のかかわりですが、当然シイタケにつきましては森林組合のほうでも販売等は行っておりますが、今回シイタケをつくって加工した部分を、加工を、加工場のほうで製品化するという事で考えております。森林組合につきましてもそういった意味でかかわりはあるし、森林組合内でも今も販売しておりますが、一定の役割は担うというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 12番林健三君。

○12番（林 健三君） この件、先に10号のほうの件ですが、そのお示しは多分四十通信とかいうのを毎月出しゅうと思います。そういうとこで旧の大正町ではいつもその辺をこうあれしまして、その通信に載せて、みんなに、生産者に徹底するというようなこともありましたので、ぜひともその辺は通信でやっていただきたいと思います。

そして、この11号の件ですが、今課長のほうから答弁がありましたが、一番の生産者はその辺を心配しゅうがですよ。森林組合も今、課長は取り扱うとか言っておりましたが、全部そしたら譲渡するということじゃないですね。間違いないですか。はい、わかりました。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君）　まず、四万十町の木材関係の、木材のことにつきましてお伺いいたします。

先ほど来質疑がたくさん出ておりますので余り細かいことは言いませんが、私、一番問題というか、これは大賛成です。大賛成ですが、問題は山元ですね。山、これは利用促進ですから、利用する側にはメリットがあると。ところが山元のほうには余りこれはメリットがあるような感じを受けません。と言いますのは、この平均単価を見てみますと、1立方当たりの平均単価が約ヒノキ、スギ、8,300円とか1万5,000円ぐらいになっておりますが、このこれを利用することによって、じゃ、この生産者である山のほうはどういうメリットがあるのかという感じを受けるわけですね。そういう中でもうちょっと山林を活用するのはいいけれども、じゃ、山手をどういうふうにしていくのかということを考えないと、これは果たして50年生ぐらいの木の中で循環するかなと。

今は例えば収入間伐であるとか、あるいは択抜をやりながら、こういう計画を立てていると思いますが、補助事業としてはいわゆる10齡級とか、そういうことになりますと、森林整備計画の中で、町有林とか、あるいは各森林組合が一定整備計画を立てたものじゃないとできないというようなことになろうかと思います。そうしますと、山林からどんどん次から次へ山を利用しながらやっていけるような体制かなというふうな気はするわけです。これはまあ一定循環型ではありますけれども、そういう意味からすると少し物足りない気もいたします。そういう中でどういう協議をされたのか、そこのあたり、もし協議をされたことがあればお教えをいただきたいと。

もう一つは、先ほどから70㎡以下はどうかというような話が出ておりますが、それは以前は核家族が進んで小さい家でもいいというふうなことでやっておりましたが、最近は意外と家族で住む方も多くなりました。そういう中でこの実績を見てみますと「そんなに多くはない」というふうな書き方をしておりますけれども、やはり家族と一緒に住めるような大きい家も欲しい方もおるのではないかと、いるのではないかと。そうしますと、今、森さんから聞くところによりますと、建ぺい率が60%ということは、50坪の家で30坪の家しか建たないと、この基準というのは、もうそれは決まっているのかどうかですね。例えば建ぺい率60%以上のものについてはもう認めないとか、あるいはそういう形になっているのか、その建ぺい率の関係をどういうふうな根拠によって出されたのか、そこのあたりを1つお伺いしたいと思います。

それともう一つ、江師の関係ですが、これは2年間、設置目的の中で公の施設として、いわゆるふるさと雇用再生特別基金事業の中で指定管理にはできないので、公の施設として利用していくということで、平成22年度までは委託料における委託をしていくという内容だったと思います。

そういう中で、例えば先ほどから問題になっております損害賠償の関係で言いますと、これは公のものであるから公が全部見るということになるのか、それとも委託料の中で、契約の中で、そういうしっかりしたやっぱり委託契約を結んでいくのが必要ではないかというふうに思いますが、その点をしっかりもう一度お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えさせていただきます。

酒井議員おっしゃるとおり、今回の産材活用については家を建てる側、それと建築を請け負っていく大工さん含めて、工務店含めて製材所、そういう面では今からの2次産業の非常に発展的な可能性は秘めていると思います。

そういう材が今回から増えるということになれば、当然需要が増えるということで、当然山林のそういう伐採の作業も今から増えてくると思います。基本的に林業の振興の中で、そしたら材をどればあで出して、どう卸していくかという林業政策の中でどうしていくかということが、ここの中では確かに乗り切れません。今からの林業振興の中ではやはりそういう間伐助成といいますか、いろんな市町村がやっていますが、立方当たり800円とか500円とかいろいろ市町村でやっています。そういう中でやっていく方向でないと、なかなかこの事業でははっきり言うてそういう効果は出てこないと思います。

2点目の、建ぺい率の60%ということですが、ちょっと酒井さんのほうに私のほうが、金上野の分譲のがは建ぺい率60%です。このがは、金上野に建てる人もおりますが、それはちょっと切り離してもろうて、ほかのところにこれ使うて建てる場合には建ぺい率はありませんので、その区域によっては、都市計画区域になればそういうところも生まれてきますが、今のところその金上野の建ぺい率いうのはありますので、それはまた別で切り離してちょっと考えていただきたいと思います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） それでは酒井議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

損害賠償等の件であったと思いますが、牧野議員さんのときにもご説明しましたように、平成22年度からは2年間ふるさと雇用再生特別基金事業により行いますので、業務委託契約をその時点で業務の内容とかいろいろ結びますので、それとか、また特記仕様書等が添付で入ってきますので、その中に明記するということになります。

○議長（山岡義正君） 13番酒井祥成君。

○13番（酒井祥成君） 大体わかりました。

そしたら、やっぱり委託料の中でも、公の施設であってもそういう契約の内容によって、そこで契約するという形で解釈してもよろしいということですね。これはわかりました。

やっぱりもう一つの木産材、四万十産材利用促進にあってはやっぱりそういうことも含めて議論した上で、ぜひこれから取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと同時に、これはこの条例ですので、あんまりとやかくは言えませんが、そういうあんまり規制を設けて建ぺい率60%というふうな規制が、これは県のあれで適用されるのかどうかわかりませんが、ある程度融通のきくような取り組みをぜひやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

直ちに休憩します。

午後1時50分 休憩

午後1時51分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） ご答弁をいただきました。

私、安心をしておりましたけれども、町内産材、この議案10号、この条例の目的と、結局、今政策監の言う答弁の内容等で条例の目的を私、果たしておるのかなというような気がするのですが。例えばこの目的に添った条例内容にするならば、その後それぞれの議員さんが質疑出ましたので、私もそこまで触れたい問題があったわけですが、納得をして質疑を終わったわけですが、条例の結局趣旨に基づいた中身にしていかんや私は意味がないというふうに思うがですよ。

だから、その規定されちゃうのが、例えば町内の製材業者がとか、例えば工務店がとか

いうことになってくる。その中でじゃ、ログハウスをやる場合には丸太でええということ、1つには。それから、あわせて工務店の大工さんでなくてはならんということではないわけですよ、そのログハウスを自分の趣味を兼ねてつくっていかうという人がおるわけですから。だから、そういうことになると工務店でない。そうすると条例の中身として、この規定が邪魔をして、町内産材の利用促進をすると、それで山の結局活力を何していく循環型を図るということですから、何か合わんがじゃないかなというふうに思うわけですが、そのあたりに四万十町独自でよ、県とのすり合わせの問題もあろうというふうに思うわけですが、この四万十町独自の町に見合った条例の中身にするということではできませんか。できるできんというよりも、それに対する政策監の思いをお聞きしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えさせていただきます。

十分僕の答弁が行き届かないということでご迷惑をかけてます。

今回の条例については2つの大きな目的、四万十町産材を生かして町内の人に利用してもらうということが第1点目です。第2点目としては、資料にも書いていますように、非常に、町外の工務店に依頼して、町内の工務店の仕事が減っているという中での雇用の面での1つの視点、2つの面の今回の条例と考えています。

今、18番議員さんおっしゃられたように、中にはログハウスを自分の趣味で建てる人も当然おると思います。今回の場合は、そういう2つの視点で考えてました。そういう中では、今回の条例の中では雇用の関係を含めて、今の雇用、仕事の関係で、そういう仕事をしている人に対してのやはり就労の場としての条例として制定を提案したということでご理解いただければと思います。

○議長（山岡義正君） 18番堀本伸一君。

○18番（堀本伸一君） ただいまご答弁をいただいたわけですが、その内容については一定私も理解しようつもりです。ですから、それを今度ログハウスをやる場合にも1人ではできんわけよ。そうすると人を雇用して、例えば工務店という看板は出してないけれども雇用もする。雇用した人には支払いするということがあるわけですよ。だから、条例の中身として、もう少しそこらあたりを緩和的に対応ができるもんにはできないかということながですよ。

だから、先ほどの70㎡の問題もそこにもあって、一定材を活用していくことと、その

半面就労の問題があるわけで、雇用の問題もあるし、そして町民が等しく福祉を受けると
いうことが条例の中身でないといかんわけですから、一定行政が仕切る条例の仕組みとい
うことになる、それはずるずるべったりではいかんわけで、1つの規定をつくっていか
ないかんわけですが、そのつくっていく条例の中身としてももう少し緩和的にせんと私は目
的が果たせないのではないかなというふうに思うわけです。

ですから、それ、政策監がそこで「こうします」ということが言えんかもしれませんけ
れども、できる範囲は、この条例に限らず、本町にふさわしい実態をよく調査した中でや
っぱりつくっていかんとよね、私は絵にかいた餅になるというふうに思うわけです。そ
の点について町長にご答弁をいただいて質疑を終わりたいというふうに思います。

○議長（山岡義正君） 前田町長。

○町長（前田哲生君） 今回の条例につきましては、低迷している地場産業といいます
か、林業の振興をいかに図っていくかということが1つの視点、それから林業にかかわる
関係の方々のどう言いますか、活性化というか、それを図ることが2つ目の目的。
そして、最終的には地場産材を活用することによって、家を建てようとする方々の負担を
軽減をすると、そういうことが、都合3つの大きい目的があろうかと思えますけれども、
いろいろおっしゃる点については検討してきたところですが、森政策監のほうからもご答
弁を申し上げましたように、非常に四万十町内においても県外の業者によって建てられて
いる家屋が多い。そのことによって地元の建築業者等がどう言いますか、排除されている
というか、一定苦しんでいると、そういう実態もあることから、その建築業者等も少しで
も救済をしていきたいと、そういうことから今回こういう話になった次第であります。

しかし、これから新たにスタートしようとする状況ですから、一定こういう形で試行す
る中でまた問題点等を検証して、例えば工事を施工する者の範囲、あるいはその建築の延
べ面積等々問題提起もいただきましたが、そういうあたりをどうするか、これからやって
いく中で検証をして、改善をしていくようにしていきたいと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 議案第10号と11号について若干お伺いしてみたいというふ
うに思っています。

まず、議案説明書の中にも書かれてますように、また、今町長からも答弁があったよう
に、また、酒井議員からも質問があったわけですが、林業の活性化、いわゆる林業を営む

人々の活性化にも資したいという今町長からも答弁あったわけですが、どうもこの条例の中で本当に林業従事者が、特に森林所有者ですが、それでこの条例が制定されることによって本当に山から木を切り出すという意欲がわくかどうかという問題だろうと思っています。

先ほど森政策監のほうから答弁の中で一部あったわけですが、できるだけほかの自治体にもあるように助成を行いたいという話でしたけれども、その内容については今後の検討になるかもしれませんけれども、今、政策監答弁あったように、森林所有者の活性化に資するのであれば、やっぱり今の現状を打開していかないと、決して多くの森林所有者は自分で山を切ろうという意欲はわからないだろうと私は思っていますので、政策監の答弁がありましたので、新年度どういう形で助成をするか十分検討の上で実施をしてもらわないと、なかなか山には木はあるけども、ふもとまで切り出すような状況にはないということをつけ加えておきたいと思います。

それと、条例の第3条で「四万十町内に住所、又は営業所のある建築業を営む者。」という形で書いてますが、これも非常にとり方があるわけです。説明書のほうでは地元の工務店という位置づけを持っています。営む者というのは、1人親方、いわゆる個人的に大工として個人の住宅を建設する、建築するという方も含まれるだろうと思ってますが、この規定というのはどういうお考えなのかについて町の考え方をお伺いをしたいというふうに思っています。

それと、第4条の4、住宅には原則として合併処理浄化槽を設置しなければならないという云々、あとはまあ当然だろうと思っていますけれども、なぜこのように「原則として合併浄化槽の設置をしなければならない。」と謳ったのかどうなのか、その点について説明をお願いしたい。

それと、1坪当たり0.6立方という材を使用すべきであるという位置づけですが、私も地元のいわゆる大工に聞いてみました。例えば1軒の家を建てるに、製品として、板、柱、垂木等、さまざまな部材を使用しての1軒ができるわけですが、簡単に材積を求めることはできるかよという話をいたしました。どうも今まで一々材積をはかったことはないと。個人との契約の中で大体これぐらいかかるということでやってきた経過があると、一々材積をすべて拾うとなるとかなりの手間がかかるという話をしていました。当然大きな工務店、設計士もおられ、そういったコンピューターも備えて材積をぼんっとはじける業者であれば簡単だろうと思いますけれども、なかなか1人親方の大工さんというのは、そこまで時間を費やさなければならないということも言われてましたので、そこらの考え

方をどう判断されるのか、答弁をお願いしたいと思います。

それと、11号ですが、段々の質疑があつて、特に午前中最後に罰則規定、損害賠償の規定があるわけですが、過去に四万十町の条例にもこの損害賠償規定はあるわけでございまして、やはり過去の条例に沿った形で新しい条例を私はつくるべきだろうと考えています。また、後の12号のほうでこの問題も取り上げたいと思いますが、そのあたりの過去の条例だけが正解とは思えませんが、そこら辺の整合性を持った条例の提案にして欲しいということをつけ加えて1回目の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 森新産業政策監。

○新産業政策監（森 芳明君） お答えさせていただきます。

条例のまず3条、「住所又は営業所のある建築業を営む者。」と、説明資料では工務店という表現しゅう中で、営む者をどうとらえているかということです。当然、四万十町の中にも工務店として会社組織もございます。そして、大工さんとして1人でやっている方もいます。法人化していない人もおります。で、そこら辺のとらえ方としては、一切工務店の会社であろうが1人でやっというが、それは今回のこの3条の中では対象事業者として捕らえていきたいというふうに考えています。

次に、第4条の助成措置の第4号、「原則として合併処理浄化槽を設置しなければならない」ということの根拠ですが、やはり四万十町の中で四万十川というのは非常に大事な川であります。そういう環境問題の中で、やはり今の家庭排水等の問題があります。そういう中で、ここに謳うてきたのは、そういう環境に配慮した家、やはり今からはどうしても環境の中での四万十町ですので、そういう中で原則として合併浄化槽ということで謳っております。

下のほうに書いていますように、公共下水道・農業排水云々については当然合併処理浄化槽は要りませんので、それは別としまして、当然合併浄化槽は周りの人から今、承諾を得る必要はございません。ただし、なかなか合併浄化槽をつけるときに、実際問題として非常に周りから言われてつけられないとかいう話も聞いてます。そういう中でどうしてもやむを得ない場合は、当然合併浄化槽もできない可能性もありますので、今回は原則としてということで、合併処理浄化槽をつけてくださいということの条例にいたしております。

それと、第3点目の基準の1坪0.6立方ということで、非常に出しにくいという話です。今回この条例の制定に当たって、工務店、大工さんを3回ほど集めて、この量的なことについてはかなり議論もしてきました。その中では出しにくいという話は出ませんでした。

た。そういう中で、はっきり私のほうに0.6立方について「出しにくいぜ」という話はなかったこともありますし、やはりほかの町村を見てもこういう形で立米数で出すのと、それと愛媛県では、構造材の全体の使用量の何十%とか、そういう出し方については2通りの近くの市町村の事例を見てみますと、構造材の何十%、もしくはこういうふうに梶原的にも1坪1立方とかそういう形で出しています。

この出しにくいということが現実的に今からの4月以降の中で出てくれば、ここの表現の、立米数をそしたらどういう形で置きかえるかということも出てくるかもしれません。そういうことは、また工務店、大工さん等に、そこら辺の課題としてまた聞いて、そこら辺はまた対応していきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 10番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

議案第11号の加工場施設条例の件についてでございますが、条例については過去の条例を参考にしながら作成すべきではないかというようなご質問であったと思います。

この条例を策定するに当たりましては、過去の条例等を参考にしてつくっております。

以上でございます。

○議長（山岡義正君）

ほかに質疑はありませんか。

14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） それでは、議案第11号の件で、先ほどから何名かの方が損害賠償の件について質問があり、答弁がありますけれども、牧野議員も納得できないところがあるということで、私のほうからもこの点についてお伺いをしたいと思います。

まず、先ほど、この後、12号についても質疑があると思うんですけども、先ほど牧野議員がおかしいんじゃないかと言った12号の興津の水産物加工施設条例、これの損害賠償は、第10条で、「使用者は、故意又は過失により施設を傷めたりした場合は、直ちに原状に回復し、弁償しなければならない。」とこう謳っています。それで、この11号の江師の場合のこの原状の損害賠償の第8条は、これは指定管理での条例ですから、指定管理ではこういったことで原状回復、またはその損害を賠償しなければならないけれども、ただし、町長がやむを得ないと認めるときは賠償しなくてもいいよという条例案ですけども。

それで、先ほど牧野議員が質問した納得いかない点は、例えばこの江師の施設は22、23年の2年間は直営で行うという、直営の2年間公の施設だから、何かがあったときには町が見ますよと、酒井議員の質問にそういう答弁があったと思うんですけども、その12号のほうの、これは直営です。これも。直営であるにもかかわらず、この使用者は賠償をしなければならないと。それで、ただしという、ただし書きがないんですよね、このいわゆる直営の場合には。

だから、牧野議員も納得しなかったのは、同じこの2年間、興津の場合はずっと行くと思うんですけども、直営で、この2年間の間に同じ直営で公の施設を使うのに、片方は賠償責任をありますよと、ただし、こちらのほうは2年間は直営だから町がもとに戻しますよ、何かあったときは。だから、これの同じ直営でも施設によってどうして違うかということを多分聞きたかったと思うんですけども、その明確な答弁は出てないので、何かもやもやしてるというところと思うんですけど、その点、ご説明願えますか。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず11号の江師のほうの集出荷施設につきましては、先ほど来申し上げますように、2年間はこの基金事業で業務委託でやるので、その委託の中で、契約の中で損害賠償については適切な規定を設けるということで考えております。

それで、この現在の条例の8条につきましては、それこそこれまでの施設条例でありますので、それに則った規定をしておりますので、今までのものを参考にしたものを入れております。江師についてはそういう解釈でいってます。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） わかりました。

契約するときに損害賠償については規定を設けると、話し合いで、こういう場合には使用者が賠償しなければならない、こういったことについては町のほうで見ますというあれを、契約をするということですね。はい、わかりました。

それと、もう一点だけ、ちょっと指定管理のあれでお伺いしたいんですけども、この指定管理の損害賠償の11号の22ページ、この最後に、「ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、損害の責任を軽減し、又は免除をすることができる。」ということですけども、これは、こういったことは過去の指定管理の条例の中から見て書いていると思うんですけども、こういった言葉、文言はやっぱりほかの指定管理の場合にも今までこう

いったふうに行っているところがありますか。ちょっとわからないもので答弁願います。

○議長（山岡義正君） 下藤産業建設課長。

○大正産業建設課長（下藤広美君） お答えします。

私の管轄する部署、そういう部分でこれをつくるまでに見ておりますが、こういう但し書きというものがございましたので、それを引用しております。

○議長（山岡義正君） 14番下元昇君。

○14番（下元 昇君） 後ほどで構いませんけれども、その条例の中の、こういった町長がやむを得ないと認めるときは賠償責任ないよというのを、後で結構ですでお知らせください。

以上です。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号四万十町町産材利用促進条例の制定についてを採決します。

この表決は挙手により行います。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号四万十町江師農林水産物集出荷場施設条例の制定についてを採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ただいまより、2時半まで休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時29分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第4 議案第12号四万十町興津水産物加工施設条例の制定について、日程第5 議案第13号四万十町退職手当審査会設置条例の制定について、以上議案第12号から議案第13号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、議案第12号と13号について質問してみたいと思いますが、先ほども11号の議案の中で言いましたけれども、特に12号の四万十町興津水産物加工施設条例の損害賠償の規定は、今までの四万十町の条例の中では非常に厳しい条例内容になってますので、これはやはり今までの条例に合わすべきではないかなというふうに思ってますが、見解をお伺いしたいというふうに思っています。

13号について、初めてこういう条例が制定をされましたので、十分、内容については理解しがたいものがあるわけですが、過去にこういう条例を設置しなければならないような事例があったので、新たに設置をしようとする内容なのかどうなのか、それについてお伺いをしてみたいというふうに思ってます。

あわせて組織、第3条、28ページになるわけですが、議案の、これ、「審査会は、委員3人で組織をする。」ということです。今までのこういう組織の審査会、また、審議会等の過去の例を見ると、3人の委員で構成するという条例があったのかなと、記憶にないわけですが、ただ、例えば会議の中でもそうですが、会議は委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。例えば1名が欠席をしたと、例えば会長が欠席をしたと、会長の職務が3人のうち1名出るわけですね。そしたら、委員は1名です。会長が議事をとり

ますので、1名の委員がどちらかの手を挙げるか挙げんかによって、その審査会は1人の委員によって決定をされるということがある場合も想定がされます。そういった意味でその3人の組織構成が本当に妥当かどうか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山岡義正君） 武市農林水産課長。

○農林水産課長（武市逸夫君） お答えします。

損害賠償につきましては内容が厳しいのではないかとというご質問でございますが、私どもといたしましては、ほかの設置条例も参考にいたしまして、今回こういう制定をしたわけでございますが、直営の管理の場合は但し書き以降がございません。そういうところでございますが、ただし、その使用者の責のないものにつきましては、例えば不慮の災害とか落雷等、そういったものにつきましては、また11条によりまして町長によって定めていただくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（山岡義正君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） 議案第13号についてお答えを申し上げます。

まず、こういう事例があったのかというご質問でございますけれども、退職後に懲戒免職等の処分を受けるべき行為をしたということが認められるに至るという事例ですので、ほとんど事例はないわけですが、関東地方であったと思えますけれども、そういう事例がまれに発生をいたしまして、問題となったために、全国的に退職手当の条例についてこういう見直しがされることとなったところです。

それから、委員3名の組織ということでもありますけれども、確かに議員さんおっしゃられるような場合も想定されなくはないわけですが、非常に専門的な難しい事例も想定される諮問になってくるわけですので、かなり専門的な方を厳選して委員さんをお願いするという形になるということで、このような規定にしておるところでございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

議案第12号については、十分検討の上、今後取り扱いについては検討してほしいということをお願いしておきます。

第13号ですが、確かにここの条例の中で、委員はだれでもはなるわけにはいかんというのはわかるわけです。特に学識経験の有する者というのは、ある面では非常に多忙なケ

ースがあるわけです。特に四万十町の事例を挙げますと、国営、国保運営協議会ですが、ここにも有識者が入っています。過去私も参加をしたことがあるわけですが、全員出席というのはほとんどないことが多々ありました。当然こういう限定された委員というのは多忙極まりない。3人必ず出席するという場合もない、欠席するということも考えられるわけですが、もう少し人数を増やすということはどうなのかという私の思いなわけです。2人で会議をし、1人の挙手、挙手しないによってその場の議決が決まってしまうということは余り好ましいのではないと思っていますが、その点、同じ樋口さんが答えるかどうか分かりませんが、どう思われますか。

○議長（山岡義正君） 樋口総務課副課長。

○総務課副課長（樋口 寛君） お答えを申し上げます。

3名というのが確かに少ないのではないかというご意見であると思いますけれども、今回の条例につきましては、退手組合、市町村総合事務組合の方から一定準則的な案も示されて、統一的な条例制定を県下すべての団体が行おうとするところでありまして、めったに起こることではないと思いますけれども、現実にはこういう委員会を開き、諮問をする場合には、本当に厳選された専門的な学識経験を持った方をお願いをして全員参加をしていただく形で会議を開くということになるのではないかというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 2回目の答弁で大体わかったわけですが、できるだけそれぞれ会を設定するならば、3名の委員の出席を必ず求めて会を私は開いてもらいたい。というのは、非常に個人的な大変、懲戒処分の手当の問題です。非常に個人的には大変重要な私は議題だと思っています。そういった意味ではやはり3名の出席のもとで、せめて2名の委員の議決を求めるような状況でないと、1人の何いいますか、いき方は変わってくるわけですので、そこら辺を十分配慮の上で、3名の出席のもとで会議を開くようお願いをして質問を終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２号四万十町興津水産物加工施設条例の制定についてを採決します。

議案第１２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３号四万十町退職手当審査会設置条例の制定についてを採決します。

議案第１３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第６ 議案第１４号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、日程第７ 議案第３１号四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案第１４号と議案第３１号の２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては、いずれも既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号四万十町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号四万十町湯の里ふれあいの家条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第8 議案第32号四万十町防災行政無線施設条例の廃止についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） それでは、議案第32号四万十町防災行政無線施設条例の廃止について質疑を行います。

この条例は、旧大正町に設置をしております防災行政無線の施設を廃止をしようという

ことですが、この防災行政無線条例の中には、町の広報事項の通報及び連絡という第2条で謳われております。

一方、新しくできましたケーブルシステムの中にもこの文言が、業務の中に、放送することができる内容の中に、第42条ですが、告知放送で放送することができる内容は次のとおりの中に、町の重要な告知事項及び広報等、告知事項ということが入っているわけですが、この防災行政無線を廃止をすると、旧大正町で今まで広報等の告知を行政防災無線で放送をしてたわけですが、これがなくなるわけですか、どうか。というのは、窪川・大正はケーブルが大体設置をされました。3月1日から緊急放送告知のみという形になります。

特に洪水、大雨等については四国電力の緊急告知という設定でしょう。民間の企業の放送は行っています。しかし、今まで行ってきたような町の広報放送は一切なくなりました。そこをケーブルの新しい条例と今度なくなる条例の中に、そのことがどうなるのか町民にも不安があるわけですが、その点について、この条例を廃止することによっての、今までの大正地域での広報はできないのかどうなのかについて答弁を求めたいと思います。

○議長（山岡義正君） 清水大正総合支所長。

○大正総合支所長兼地域振興課長（清水正一君） 今まで防災無線を通じまして、大正地区はいろいろな諸行事等を定期的に放送しておりましたが、このケーブルテレビの町内全域の普及によりまして、情報伝達の一元化を行うという観点から、今までのようなこの行政からの定期的なお知らせはケーブルテレビの11チャンネルからのお知らせといたしております。それは先月の区長会等でも区長の皆様方に報告をしたところでございます。

なお、緊急時等のお知らせ等につきましては、新たなこの施設を使って放送をしているところでございます。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 今、支所長の答弁があったわけですが、非常に考え方といいですか、今まで住民に親しまれてきたもの、また、それによって町民から喜ばれてきたこと、これを廃止をするということはどうなのか、特に窪川が完了し、大正もほぼ完了いたしました。22年度から十和地域が工事始まるわけですが、大正は今までやっていた、窪川は今まではなかった。しかし、新しくそういう放送ができる施設が完了した。大正地区で住民に喜ばれたことが、窪川にも広める、十和地域にも広めるという、そういう行政の視点が私はあるべきだと思っています。

確かに、支所長が言われたように、ケーブルの１１チャンネルで無言の行政の広報は流れてますが、私は余りそれは見ることはありません、自分自身は。お年寄りの方にも聞きました。音声のない、ただ画面だけ文字が出る。せめて、同じ内容を１１チャンの中で放送でもあったらなという意見も出ています。しかし、今喜ばれたものをなぜ廃止をせなきゃならんのか、これを窪川や十和に広めようじゃないかという考えは内部で検討はなかったのかどうなのかお聞きしたい。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） お答えします。

そのケーブルテレビシステムを通じた屋外告知、あるいは屋内告知端末を使つての放送ですが、先ほど支所長が言いました、大正地域ではそういった形で区長会の中でも報告したということであります。また、十和地域におきましてもケーブルテレビを通じての放送を使つて、放送もしてきたという経過もあります。あるということです。

そういったことで、この１５日に今後の放送、屋外告知放送の扱い方、取り扱いについて、十和総合支所、大正総合支所で、本庁の総務課で今後の活用方法について打ち合わせをすることにしております。その中でどういった伝達法というか、どういうものを放送していくかということも協議したいというふうに思います。住民からの要望もあると思います。また、窪川地域におきましては、今までなかったものができたという関係で、放送による苦情等もあります。そういったことも加味しながら、いい方向で利用できるようなことで検討はしたいと考えております。

○議長（山岡義正君） １０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 担当総務課長から答弁あったわけですが、ただ、この条例の、四万十町ケーブルネットワーク条例施行規則の中に、告知放送、これは多分屋外も入っていると勝手に思ってますが、４２条の中に、「町の重要な告知事項及び広報等告知事項が放送できる」となっているわけですよね。なっています。これは条例で謳っていますので。この告知事項というのは、そういう今まで大正地区でやっていたことは入らないでしょうかね。その点です。

特に、一部には近くのスピーカーがあるところはどうるさいという感情は旧大正町でもありました。しかし、それを、もしそれだけを取り上げるならば、放送してはだめだという話になるわけですよ。そういうとこだけはそういうクレームがある。じゃ、緊急告知もうるさいものはうるさいがですよ。しかし、それを我慢して聞かざるを得るときもあるわけ

ですよ。だから、総体がどうなのかということで捕らえんと、一部にある、じゃ、やめますという議論ではないと。ましてや旧大正では良かったという人たちがおるわけですので、たくさん。それを窪川・十和に広めていくというのは当然やるべきことであると思いますので、前向きの検討をしてもらいたいと思いますが、最後になりますので、よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） その重要事項については緊急時の放送になろうかと思えます。それから、広報については、広報にもいろんな分野というか範囲があると思えます。水道の停止であるとか、電力とかの放送であるとか、そういった部分もあると思えます。通常のその担当からのお知らせ事項も広報の中に入ってくると思えます。

そういったことで、放送するという事になれば中身的なことも踏み込んだ協議もしなければなりませんので、そういったことを踏まえて15日に総合支所と総務課との話し合いを持ちたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

12番林健三君。

○12番（林 健三君） 今、田邊議員のほうからありましたように、告知放送については大正ではやっておりました。

私も住民の中からこの話は聞いて、ぜひともこの告知放送だけはやめてくれなという話を聞いております。なぜかという、確かにケーブルテレビで11チャンネルでやっております。テレビへいつもかじりついておるわけではないですよ。やっぱり農作業へ出たりする人もおるわけでございますので、ぜひともこの告知放送については、旧の大正町がやっておった放送については大正から、また窪川町、そして十和村へ広めていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山岡義正君） 永井総務課長。

○総務課長（永井立一君） 先ほど、田邊議員のときにお答えしたとおり、15日に、そういった要望の点も踏まえて検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑ありませんか。

16番田邊幹男君。

○16番（田邊幹男君） 私も関連して一言申し述べておきたいと思えます。

これが切りかわった当初、私もいろいろ集落を回っておりました、そのときにケーブル

にも加入していない方から、やはり回覧板とか、それから文字放送はもちろんケーブルに入っていないんでわからないわけですけども、これは本当に例えば検診であるとか、従来の放送がなかったら年寄りには困るがという苦情が起きまして、ぜひ田邊君取り上げてくれよということで頼まれておりましたので、今お聞きしますと、支所長のほうは緊急時の場合という前提条件があったように思いますけれども、その緊急時の場合はできるだけ取り除いて、先ほど10番議員、そして林健三議員も申し述べましたように、広く柔軟な対応でやはり全町的に広げるという方向で、ケーブルに入っていない人もおるんですよ。その場合のことも考えて、ひとつ柔軟に取り上げて善処方を要望して私も終わります。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第32号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号四万十町防災行政無線施設条例の廃止についてを採決します。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（山岡義正君） 日程第9 議案第15号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第117条の規定により、11番松下和孝君、14番下元昇君の退場を求めます。

〔11番 松下和孝君、14番 下元昇君 退場〕

~~~~~

○議長（山岡義正君） 日程第10 議案第16号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 今回も四万十町昭和ふるさと交流センターの指定管理者を四万十町観光協会にということの議案であります。この交流センターを指定管理者にした理由は、これは一つの観光施設ですので、四万十川の地域の観光の拠点になるようにということでの、より多くの観光客の皆さんにここを使用していただくという目的で今までしてこられたわけですが、あそこはもちろんキャンプ場もありますし、カヌーそれからラフティングも新しく買ってあると思います。一時期非常に、私も民宿をしておりますので、多くのお客さんをそちらにご案内して、非常に川に親しんでいただけて喜んでいただきました。しかし、今はそういう状況ではないのではないかと思うわけですが、この点を行政としてはどうつかんでおられるのか、よりこれが四万十川の観光に役立つというか、広く

利用していただけるような努力をさせていただいているかどうか、その点は行政としてどう考えておりますでしょうか。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） お答えを申し上げたいと思います。

今ご質問あったこの施設につきまして、利用でございますけども、確かにキャンプ場とカヌーとかそういった部分での利用という部分につきまして……、失礼しました、どう考えているかというご質問だったと思います。

確かに施設につきましては、利用客等たくさん来ていただいております。そういった部分で、そこら辺の言うたら観光協会に対する指導的な利用等につきましてもこれからやっていかないかん部分が多々あるかと思えます。

観光協会のほうに指定管理をさしているところでございますが、1つにはここ3年間で、すみません、指定管理をしまして2年目でございますが、確かにボートの貸し出しとか運営計画とかそこら辺も計画的に定めておりませんでしたので、今回そういった形で新しくこの交流センターの運営方法とか、そういった部分につきましても運営協議会の中で話をしながら、今年22年度に向けて対応していかなければならないというふうを考えておるところです。また、利用客のサービスの向上にもつながるような方向で考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（山岡義正君） 20番田邊客子君。

○20番（田邊客子君） 一時期はある程度専門の方がおられて、ラフティングもかなり長距離するとかいうことを非常に観光客に喜ばれた経緯があるんですが、いろいろな問題あったとしても、それをクリアしながら、より四万十川に来た方に川に親しんでもらう、そして少しでも滞在してもらう、今船下りでかなり人気出ておりますが、そういったことを満たさないと通過点になってしまうという思いがいつもしております。

もう少しこの中流域でこういった川遊びをするというところがありません、ほかに。そういった面でもう少し努力をしていただかなければいけないんじゃないかなと。特に観光協会がこれをしていっているわけですが、そういう視点でここを運営していただきたいと思ひますし、行政もそういったことで指導をしていただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） 今、ご指摘のございましたとおりでございます。

確かに一時期、２０年度でございましたけども問題等もございまして、ボートの貸し出しとかそういった面での部分での利用客が少なくなってきた経緯もありますが、ここの運営に関しまして、サポート会という形のものをつくり上げております。そういった形でラフティング等につきましての利用につきましては、そのサポート会の部分で運営をしているところです。２１年度につきましてはそういった形で運営をしてきました。大変そこら辺もまだ駆け出しでございしますが、その辺も含めまして、２２年度に向けてもそういった形で利用客の増加につながるような方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

１０番田邊哲夫君。

○１０番（田邊哲夫君） 議案第１６号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理の指定について、お伺いしたいと思います。

午前中から段々、指定管理の問題には厳しい指摘もあったわけですが、今回この議案は平成１９年、７月から行ってきた社団法人四万十町観光協会が公募なしに指定管理をしようとする議案でございます。午前中の話にもありましたように、町内外問わず県内、県外からも指定管理を公募せよという意見もありました。私は町内で結構だと思っていますけれども、なぜ公募をやらないかという理由が書いてます。「この間、施設の効用を最大限発揮し」と書いてます。言葉では、日本語はわかるわけですが、じゃ、この２年８カ月の間、どういうことを行って町としては最大限発揮をして安定的な管理運営を実施してきたというのは私どもには一切見えてきません。

この２年８カ月の実績というものはどういうことでやってきたので、町としては公募によらない指定管理を選んだのか、もう少し詳しい説明があってしかるべきではないでしょうか。そうしないと公募によらない、ましてや議員が２人も役員に入っている、そういう状況の中で町民に疑われるようなことがあってはならないと私は思っています。

そうでしょう。午前中からは、町内にかかわらず県内、県外から公募せよという意見があったわけでしょう。だったら、それだけの理由がないと更新という話にはならんのではないかと私は思っていますが、その点についてお答えください。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） 今、１０番議員からのご質問でございます。

実績等につきまして、ご説明をさせていただきます。ここの施設におきますところの収入といいますか、そういった部分のことになろうかと思いますが、ここの施設につきまし

ては、ボート、またカヌーの使用料ということと、キャンプサイトの使用料、あと自転車等ございますけども、実質的にはボート、カヌーの使用料、キャンプサイトの使用料が主な収入源となっております。そういった形で20年度の実績となるわけでございますけども、ボート、カヌーで約143万3,250円。キャンプサイト使用料の収入といたしまして68万6,200円というふうな形で、かなり実績等も上げてもらっております。そういった形での今回の、また再度四万十観光協会のほうにそういった形で、効果的にこの交流センターにつきまして運営をしていただきますようお願い申し上げているところで、今回も指定管理のほうにさしていただくようなことになりました。よろしくお願いします。

○議長（山岡義正君） 10番田邊哲夫君。

○10番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

私は決して観光協会がだめだとは思っていません。やはり正式に更新をしようとする。特に公募によらないという方式をとるわけでしょう。そしたら、自分たちも中身は自分分はわかっていません、はっきり。やっぱりそれだけ公募によらない理由というのがしっかりと明記していないと、じゃ、本当にいいのかどうなのかという、田邊客子議員の質問の中にもあったように、担当課長はわざわざやらないかんこともあったかなという反省の弁も述べてました。そのことも結構ですよ。けど、もう少し議員の手元にはこういう実績があったと誇れるものを出した上で、公募によらないということの手立てを私はこれからとってほしいと思っていますので、その点について、もう質問しませんが、最後に私の質問に対する答弁をいただきたい。

○議長（山岡義正君） 林産業建設課長。

○十和産業建設課長（林久須男君） 今回、そういった形の提案という形にはなっていませんが、議員さんおっしゃるとおり、そういった形で提案という形のものがあれば一番よかったかなと思いますが、今後そういった形で、指定管理につきましてはこの施設だけではございません。ほかの施設等もございますが、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（山岡義正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１６号四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第１６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山岡義正君） 挙手多数です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

１１番松下和孝君、１４番下元昇君の除斥を解きます。

〔１１番 松下和孝君、１４番 下元昇君 着席〕

○議長（山岡義正君） ただいまより、３時半まで休憩します。

午後３時１２分 休憩

午後３時２７分 再開

○議長（山岡義正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山岡義正君） ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

午後３時２８分 延会

